令和7年 7月　No.331

愛知県行政書士会報

愛知

■役員就任挨拶
■帰化許可申請に関する研修会
■私法部実務研修会

落合公園

愛知県行政書士会　https://www.aichi-gyosei.or.jp

Contents コンテンツ

ご挨拶……会長　竹田　勲… 1

役員就任挨拶…… 2

帰化許可申請に関する研修会…… 5

私法部実務研修会…… 6

災害復興支援員養成講座（第三回）…… 7

災害復興支援員養成講座（第一回）［DVD受講］…… 8

災害復興支援員養成講座（第二回）［DVD受講］…… 9

名古屋出入国在留管理局管轄県会員を対象とした研修会…… 9

メディアも扱う（？）行政法　第９回　地方自治、裁量基準条例化、行政の事実認定、都市再生特措法、
積極目的規制、不許可理由……名城大学法学部教授　北見　宏介…10

お知らせコーナー　ライブラリ研修動画一覧……12

初心者向け業務相談のお知らせ……15

初心者向け業務相談申込書……16

会員訪問記（東三支部　山本　真基会員）……会報委員　山崎　仁…17

支部だより……18

事務局だより……30

会員の動向　新規登録入会者の紹介　他……31

コスモスあいちコーナー……39

あとがき……41

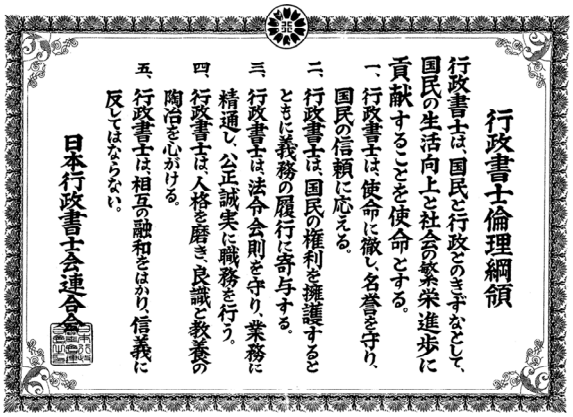

行政書士倫理綱領

行政書士は、国民と行政のきずなとして、国民の生活向上と社会の繁栄進歩に貢献することを使命とする。

一、行政書士は、使命に徹し、名誉を守り、国民の信頼に応える。

二、行政書士は、国民の権利を擁護するとともに義務の履行に寄与する。

三、行政書士は、法令会則を守り、業務に精通し、公正誠実に職務を行う。

四、行政書士は、人格を磨き、良識と教養の陶冶を心がける。

五、行政書士は、相互の融和をはかり、信義に反してはならない。

日本行政書士会連合会

令和７年度　ご 挨 拶

愛知県行政書士会　会長　竹田　勲

令和７年度定時総会において、会長に承認いただきました竹田勲です。

会員の皆様におかれましては、日頃より本会の活動にご支援、ご協力をいただき誠にありがとうございます。新しい役員共々、引き続きよろしくお願い申し上げます。

すでにご案内のとおり、行政書士法の改正が成立しました。本会定時総会の翌日の５月30日に衆議院本会議において、翌週の６月６日に参議院本会議においてそれぞれ可決し、成立しました。

改正の理由には、近年の行政書士制度を取り巻く状況を踏まえ、から始まり次のとおりの改正内容となっており、令和８年１月１日から施行されます。

１　行政書士の使命

行政書士法（以下「法」という。）第１条の目的を使命に改め、「行政書士は、その業務を通じて、行政に関する手続の円滑な実施に寄与するとともに国民の利便に資し、もって国民の権利利益の実現に資することを使命とするものとする。」こととされました。

２　行政書士の職責

新たに法第１条の２に職責として、一「行政書士は、常に品位を保持し、業務に関する法令及び実務に精通して、公正かつ誠実にその業務を行わなければならない。」

二「行政書士は、その業務を行うに当たっては、デジタル社会の進展を踏まえ、情報通信技術の活用その他の取組を通じて、国民の利便の向上及び当該業務の改善進歩を図るよう努めなければならない。」とされました。

士業法で初めて「デジタル社会への対応」について努力義務が設定され、社会のデジタル化が急速に進展している中において、行政書士が将来にわたって機能を発揮していくための制度改正が行われました。

３　特定行政書士の業務範囲の拡大

法第１条の４第１項第２号に特定行政書士が行政庁に対する不服申立ての手続について代理し、及びその手続について官公署に提出する書類を作成することができる範囲について、行政書士が「作成した」官公署に提出する書類に係る許認可等に関するものから、行政書士が「作成することができる」官公署に提出する書類に係る許認可等に関するものに拡大されました。

この改正により、申請者本人が作成した（行政書士の関与がない）官公署に提出する書類に係る許認可等に関する審査請求、再調査の請求、再審査請求等の行政庁に対する不服申立ての手続について、特定行政書士が代理し、及びその手続について官公署に提出する書類を作成することができるようになりました。

４　行政書士業務の制限規定の趣旨の明確化

法第19条の行政書士又は行政書士法人でない者による業務の制限規定に「他人の依頼を受けいかなる名目によるかを問わず報酬を得て」の文言を加え、その趣旨を明確にすることになりました。

法第１条の３の「報酬を得て」とは業務の提供に対する対価を受けることですが、この改正によって、「会費」、「コンサルタント料」等のいかなる名目であっても「報酬」に該当することが明確化されました。

５　両罰規定の整備

行政書士又は行政書士法人でない者による業務の制限違反及び名称の使用制限違反に対する罰則並びに行政書士法人による義務違反に対する罰則について、両罰規定が整備されました。

以上の行政書士法改正の成立は、私たち行政書士をより高い職務倫理意識と、強い社会的使命をもって、社会に貢献する存在に押し上げていく法的根拠となることと確信しています。

新しい行政書士法の基に、本年度も会員の皆様が業務の遂行に自信と誇りをもてる環境を本会として整えていく所存です。引き続きご支援・ご協力をいただきますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

役員就任挨拶

愛知県行政書士会

副会長　子安　幸代

この度副会長を務めさせていただきます、子安です。大変微力ではございますが、役員と事務局職員とが両輪となって本会会務を遂行できるよう誠心誠意を尽くし、また会員の皆様のご期待に沿えますよう努力いたす所存です。引き続きのご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

副会長　内藤　広子

令和７年度定時総会におきまして副会長に再任され、広報部と私法部を担当させていただくこととなりました。

前期の経験を活かし、それぞれの担当常務理事と協調して、行政書士制度の発展と会員の皆様の業務拡充のために尽力してまいります。

これからもご支援ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

副会長　入山　康彦

このたび、令和７年度定時総会において副会長に選任されました。法務部・土地利用部を担当することとなりました。責任の重さを実感するとともに、会の発展に貢献する強い決意で臨んでおります。これまで培ってきた経験と知見を活かし、会員の皆様にとって実りある成果を生み出せるよう、ひとつひとつの課題に誠実に向き合ってまいります。今後ともご指導・ご協力を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

副会長　芳賀　宏行

令和７年度第75期定時総会において副会長に選任され、法人経営部と建設環境部を担当することになりました。これまで約20年の業務経験と４期８年の法人経営部での経験を基に、本会の発展と会員が自信と誇りをもって業務を遂行できるよう、会員の皆様からのご指導とご協力をいただきながら尽力して参ります。私が本会からこれまでいただいた知識、経験など、本会および会員の皆様への最後のご恩返しだと思っています。どうぞよろしくお願いいたします。

副会長　渡辺　尚美

この度、令和７年度定時総会におきまして、副会長を拝命いたしました。

２期目となりますが、引き続き国際部・運輸交通部を担当させていただきます。

これまでの会務経験を活かし、「すべての会員が自信と誇りをもってデジタル社会に機能できる環境づくり」の一端を担えるよう尽力してまいります。

会員の皆様のご指導、ご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

常務理事　中村美帆子

令和７年度定時総会におきまして常務理事に選任され、総務部を担当させていただくことになりました。

会員の皆様のために、滞りなく会の運営ができるよう一つ一つ実直に取り組みます。

一生懸命努めさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

常務理事　八十川英剛

このたび、令和７年度定時総会において常任理事に選任され、経理部を担当させていただくことになりました。

微力ではございますが、これまでの経験を活かし、会の健全な財政運営に貢献できますよう努めてまいります。

経理という立場から、会の透明性と信頼性を高めることを第一に、会員の皆様に安心して活動していただけるような環境づくりを目指してまいります。

今後ともご指導ご鞭撻のほど、何卒よろしくお願い申し上げます。

常務理事　野﨑　　晃

令和７年度定時総会におきまして常務理事に選任され、引き続き広報部を担当させていただくこととなりました。

様々な場面で地域社会に貢献する行政書士を周知出来るよう、各支部と会員の皆様と連携し業務を進めて参ります。どうぞよろしくお願いいたします。

常務理事　松葉　　豪

この度、令和７年度定時総会において常務理事として選任され、法務部を担当させていただくことになりました。今回で２期目になります。前の任期では規則改正だけでなく、聴聞に関する規則や新しい委員会に関する規則など規則の創設も行うことができました。引き続き規則の制定改廃を中心に、変容する行政書士制度にマッチした会の運営に寄与し、会員の皆様のお役に立ちたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

常務理事　佐藤　雅子

令和７年度定時総会において常務理事に選任され、建設環境部を担当させていただくことになりました。

２期目となりますが、１期目の経験や反省を活かし、引き続き会員の皆様に役立てるよう、法改正への対応や研修会の開催、また関係省庁との連携を築いていけるよう尽力いたします。

会員の皆さまからのご指導とご協力を賜りますよう、どうぞよろしくお願いいたします。

常務理事　岩崎　智也

令和７年度定時総会におきまして常務理事に選任され、引き続き運輸交通部を担当することになりました。封印制度を始めとする法改正が進む中、運輸関係業務は確実に増加しています。今後さらにこの流れを守っていくため、自販連・県警・中部運輸局などの関係団体・関係官公庁との関係作りには細心の注意を払い、全力で職域の確保拡大、迅速な情報発信に努めて参ります。どうぞよろしくお願いいたします。

常務理事　蓬田　悦子

令和７年度定時総会において常務理事に選任され、国際部を担当させていただくことになりました。

日本の労働力不足に伴い、外国人の入国、居住が増加し、多文化共生への取り組みが急務となっています。社会のニーズに応じられるよう、関係省庁等との連携を深め、必要なサポートが出来る体制を構築したいと考えております。会員の皆様のお役に立てるよう、全力で取り組んで参りますので、どうぞよろしくお願いいたします。

常務理事　工藤真由美

令和７年度定時総会において常務理事に選任され、土地利用部を担当させていただくこととなりました。

この重責を果たすべく、会員の皆様からのご指導ご協力の下、愛知県行政書士会及び土地利用業務発展のため、微力ながら尽力して参りますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

常務理事　山本　嘉和

令和７年度定時総会において常務理事に選任され、法人経営部を担当させていただくことになりました。

新任ですので戸惑うことも多々ありますが、諸先輩方からご指導、ご協力もいただきながら、受講すれば直ぐに実務に活かせ、会員から「受講して良かった」と言っていただけるような研修会を企画していきたいと思っています。

また、行政との連携をしっかりとるなかで、時代の流れに乗り遅れず、社会のニーズに的確に対応できる法人経営部を目指して、微力ながら精一杯尽力してまいります。

どうぞ、宜しくお願いします。

常務理事　高野　正也

この度、令和７年度定時総会において常務理事として選任され、私法部を担当させていただくことになりました。

私法部では、民事法務関係業務を中心に取り扱いますが、近年の社会の変化に伴い、我々行政書士は、外国人の相続に関する問題など、より幅広い法的課題への対応が求められるようになっています。会員の皆様に役立てるよう、従来からある私法部の業務を継続しつつ、新しい課題に取り組んでいきたいと考えていますので、よろしくお願いします。

監事　安江　正司

この度、令和７年度第75期監事に選任されました。

私たち士業会も年齢の若高年にかかわらず日常の生活環境はデジタル社会に突入し、AI・SNSを駆使した業務も求められています。

私たちは会長ほか役員各位を補佐し、本会のために他監事とともに職責を全うさせていただきます。

監事　河原　　宏

この度、令和７年度定時総会において　監事に選任されました。

責任の重さを自覚し会の運営と発展のため、微力ではありますが精一杯努める所存であります。どうぞよろしくお願いいたします。

監事　島津　達雄

会則及び法令等に基づき、資産及び会計並びに会務を監査します。

常在監査の方針で監査業務に専念します。

相談役　野田　悦子

この度、相談役をお受けいたしました。行政書士会に入会して30年を超える月日が経ち、歴だけは長い私がお役に立てるかどうか定かではありませんが、役に立てるかもしれない機会を頂けたことに感謝します。

相談役　須崎　俊行

この度、相談役に委嘱を受けました。

微力ではございますが、お役に立てることがあれば幸いです。

今後ともよろしくお願いいたします。

相談役　西堀　俊徳

この度、相談役の委嘱を受ける事になりました。

今までの会務の経験がお役に立てばと思います。

行政書士法が改正され、目的から行政書士の使命に変わりました。

会員皆様の、職責が活かせる様に、相談役として、務めてまいりますので宜しくお願いいたします。

帰化許可申請に関する研修会

国際部　高野　正也

日　時　令和６年11月13日㈬
　　午後２時～４時30分
場　所　愛知県行政書士会館　３階会議室
講　師　愛知県行政書士会　川津　聖司会員
内　容　初めての帰化申請について
参加者　130名

国際部では、帰化許可申請について、川津聖司会員をお迎えし、ご自身の豊富な実務経験をもとに、帰化許可申請についてご講義をいただきました。

研修冒頭では、「帰化許可申請とは」と題して、帰化の意義とともに、審査の際に重視される基準について解説がありました。特に、「素行善良要件」「生計要件」「日本語能力」「住所要件」など、各要件について事例を交えながら分かりやすく説明されました。毎年の帰化許可者数や、申請者の出身国別の傾向など、統計的な背景にも触れ、全体像を掴むための参考となりました。

「帰化許可申請の申請書類」については、申請に必要な基本書類に加え、申請人の在留歴や家族構成、職業等に応じた追加書類の具体例が紹介されました。納税証明、在職証明、年金加入履歴、日本語能力の確認書類など、多岐にわたる書類を適切に収集・整理することが、申請の成否に直結するとの説明がありました。

また、「その他」の項目として、日本語能力に関する評価の仕方や、年収・雇用形態など生活の安定性に関する審査上の考慮点や、帰化後の手続き（戸籍編入、住民票の変更、在留カードの返納など）についても触れられ、申請許可後の支援まで含めた業務のあり方を学ぶことができました。

今回の研修では、帰化許可申請の制度的な概要から申請書類の作成、記載上の注意点、日本語能力や生活基盤の審査ポイント、さらには帰化後の手続きまで、実務に直結する内容を幅広く学ぶことができました。特に経験の浅い会員にとって、今後の業務に活かせる有意義な研修となりました。

ちょっとひと息 「ふるさと納税」

Q “ふるさと納税”とはどのような制度ですか？

A 自分の生まれ故郷はもちろん、お世話になった地域や、これから応援したい地域の力になりたいという思いを実現し、「ふるさと」へ貢献するための制度です。住所地へ納税する住民税を実質的に移転する効果がある仕組みですが、寄附金税制を活用していますので、法律上は、寄附とそれに伴う税の軽減を組み合わせたものです。

Q 控除されたお金はいつ戻ってきますか？

A ふるさと納税ワンストップ特例制度の対象でない方及びふるさと納税ワンストップ特例を申請しない方については、当年の１月～12月に行ったふるさと納税についての確定申告を、翌年の２月～３月に行う必要があります。

確定申告を行うと、ふるさと納税を行った年の所得税からの控除（還付）と、ふるさと納税を行った翌年度の住民税からの控除（住民税の減額）が受けられます。

また、ふるさと納税ワンストップ特例が適用される方は、確定申告を行う必要はありません。この場合は、所得税からの控除は行われず、その分も含めた控除額の全額が、ふるさと納税を行った翌年度の住民税の減額という形で控除されます。

出典：総務省HP「よくある質問」より

私法部実務研修会

私法部　千田　久人

日　時　令和７年２月21日㈮
　　午後２時～４時30分
場　所　愛知県行政書士会館　３階会議室
　　（オンライン配信あり）
講　師　愛知県行政書士会　増田　ちづ子　会員
内　容　終活支援～行政書士ができること～
・任意後見契約、遺言、相続、死後事務委任契約など実務を基に解説。
・私法部員による「墓じまい」に関する調査報告。
参加者　153名

私法部では、愛知県行政書士会一宮支部所属の会員であり、コスモスあいち支部長の増田ちづ子会員を講師にお招きして、初心者向けに「終活支援～行政書士ができること～」をテーマに実務研修会を開催しました。

はじめに、行政書士試験の勉強をして合格しても、それがすぐに業務につながっていないので、業務を受注するためには、試験勉強だけではなく業務の勉強が必要だということ。また、浅くても広い知識を身につけることが良い。多々ある行政書士の業務の中でも、相続ほど難しいものはなく、幅広い見識を持つことと、なにより多くの経験を積む必要があると話されました。

その後、具体的な講義にはいり、まず、任意後見契約については、依頼者と面談してしっかりとした聞き取りが必要であること、そして、任意後見契約を結ぶ場合は、遺言書の作成と死後事務委任契約も同時に結ぶことが望ましく、３点セットとも呼ばれていますと説明されました。

次に、遺言書作成についての説明、生前贈与・死因贈与契約書の作成、家族信託契約、死後事務委任契約、遺産整理について個別にお話をされました。その後の、相続手続きについての講義では、戸籍の見方を勉強しないといけないこと、しっかり読むこと、３回は見直す事が大事だとおっしゃいました。また、相続関係図を作る時のこつも教えていただきました。

そして最後に、コスモスあいちの活動紹介で締めくくられました。

各テーマごとに具体的な事例をいくつか挙げて説明され、また、先生の経験談も交えて話されとてもわかりやすく、初心者でもとても理解が深まったと思います。

終わりに、最近話題になっている、墓じまいについて、私法部員が調査した結果を小林部員より発表していただきました。主に墓じまいと改葬にかかる費用についてでしたが、宗派や地域によっても様々なので、墓じまいを検討するときは、お寺やお墓の管理者等に事前によく話を聞く必要があるとのことでした。

今後ますますニーズが増えるであろう終活支援業務について、今回の研修会を通して、これからこの業務をやろうと考えている会員も、これまでに業務としてやってこられている会員にも、非常に助けになる充実した研修会でした。

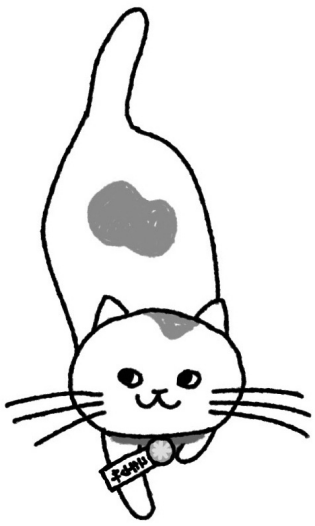

災害復興支援員養成講座（第三回）

新事業推進本部　貝田　和美

日　時　令和７月４月２日㈬
　　午後２時～４時
場　所　愛知県行政書士会　３階会議室
講　師　弁護士　津久井　進氏
参加者　69名

災害復興支援員養成講座第三回が開催されました。今回は、災害復興支援に尽力されている弁護士の津久井進氏にご講義いただきました。

実際に被災地に行かれた際のエピソードを絡めてのお話は、臨場感があり、改めて災害の後の大変さを感じるものでした。法律に携わる者がどのように災害ケースマネジメントをするのが良いか、心構えの部分を主に話されました。

様々な災害時の支援は申請主義、つまり申請しないと救済されないものであり、被災者が各自で様々ある支援を把握するのは大変難しいことです。実際に避難所には多くの補助金等の資料が掲示されるものの、情報量が多すぎて各被災者が見ておらず、申請にたどり着けない事例が多いとのこと。我々法律家は相談で、それぞれのリアルな状況を把握し、どのような支援が考えられるのかを総合して提案できると良い、又、様々な専門家が「よってたかって」連携して被災者１人１人を支える支援ができると良いと話されました。

いつ来るのか分からない大規模災害、だからこそ、知識を入れて準備しておくことが大切であることを再認識する講義でした。今回の講座を受講できなかった方は、今後予定されるDVD講座を是非受講されるようお願いします。

ちょっとひと息 「ふるさと納税」

Q ふるさと納税は生まれ故郷の自治体以外にもできますか？

A ふるさと納税を行うことができる自治体には制限はありません。
　自分の生まれ故郷はもちろん、お世話になった地域や、これから応援したい地域など、日本全国の自治体（都道府県・市区町村）へふるさと納税を行うことができます。

Q 複数の自治体にふるさと納税を行えますか？

A ふるさと納税を行うことができる自治体の数には制限はありません。ただし、「寄附金控除」の額には、寄附をした人の年収に応じて上限がありますのでご注意ください。また、「ふるさと納税ワンストップ特例制度」の適用は、ふるさと納税先の自治体数が５団体以内である場合に限られます。
　なお、自己負担となる2,000円は、１回ごとの寄附について必要となるものではなく、１年間（１月～12月）の寄附金総額に対して必要となるものです。

出典：総務省HP「よくある質問」より

災害復興支援員養成講座（第一回）［DVD受講］

新事業推進本部　櫻井　謙至

日　時　令和７月４月９日㈬
　　午後２時～４時
場　所　愛知県行政書士会　３階会議室
講　師　第一部　愛知県行政書士会東三支部
　　松本　浩一　会員
　　第二部　愛知県行政書士会海部支部
　　大村　栄一　会員
参加者　33名

本研修会は令和６年12月６日に開催した講座に出席叶わなかった会員を対象として、DVD録画を映すことにより、同じ内容の講座を開催したものです。

まず、第一部では、罹災証明の申請支援について、東三河豪雨のご経験から松本浩一会員にご講義いただきました。災害時等の特殊な条件下でないと経験することない種類の申請であるため、未経験の会員が圧倒的に多く、どのような難易度なのか等、知りたい点が多々あったと思いますが、罹災証明の申請自体は、そんなに難しいものではないということが本講座で明らかとなったため、ご対応いただける会員の増加につながったものと思います。

次に、第二部では、公費解体について、能登半島地震のご経験から大村栄一会員に御講義いただきました。国から要請を受けて愛知県行政書士会からも急遽派遣することとなり、この派遣に応じていただいた大村会員が実際に現地で見た惨状等にも触れた内容でした。公費解体にあたっては、準備する資料も多く、避難所にいる方々には手続きするハードルが高い印象でした。また、公費解体は、半壊・全壊等の認定にも関わってくるため重要性が高いことや、助成金・補助金にも繋がってくることから、被災者の関心も高いということを教えていただきました。このため、行政書士の活躍が期待されるというものでした。

行政手続きを担う行政書士は、これらの業務から、やり方・関わり方によっては決して少なくない報酬を得ることもできると思われ、業務に直結するものではあります。しかし、講師のお二人は、災害時・緊急時の中に身を置いていると、そんなことよりも、被災者の力になれることに、行政書士であることに誇りを持ち、やりがいを感じたということでした。

行政書士の存在は大きなものであるということを再度自覚し、災害時に本講座を受けた会員が広い視野を持ち、被災者のために考え、対応することができる力を身に付け、行政側の利益にも資することができるよう、研鑽していかなければならないと思いました。

ちょっとひと息　「ふるさと納税」

Q ふるさと納税はどうやって申し込めばよいですか？

A 各自治体によって異なるので、ふるさと納税先自治体に問い合わせてください。
なお、ホームページ上で申込書の入手ができる自治体や、さらにホームページで申込が行える自治体もあります。

Q 同じ家庭内なら、誰がふるさと納税を行っても大丈夫ですか？

A 所得税や住民税を納めている方が寄附金控除を受けられますので、寄附金控除を受けるためには、その納税者本人がふるさと納税を行う必要があります。また、ふるさと納税を行う名義も本人である必要があります。

出典：総務省HP「よくある質問」より

災害復興支援員養成講座（第二回）［DVD受講］

新事業推進本部　貝田　和美

日　時　令和７月４月22日㈫
　　午後２時～４時
場　所　豊橋市民センター　６階多目的ホール
講　師　人と動物の共生センター
　　理事長　奥田　順之　様
参加者　39名

DVD受講の災害復興支援員養成講座（第二回）が東三支部の協力のもと、開催されました。

令和７年２月28日に本会にて行われた研修と同内容となりますが、前回出席できなかった会員が東三支部を中心に、他支部からも多く参加されました。災害復興支援員養成講座は会場受講において受講証明書が発行されます。本講座でも講座開始から終了までをしっかり受講された方に受講証明書が渡されました。

第二回の講座は、獣医師である講師によるペットと災害に関する講義になります。災害現場でのペットの現状、避難の難しさ、自治体の取組み等の話から、私たち行政書士が関われることを考えてほしいと説明されました。

DVD講座のため直接講師に質問はできませんが、受講者は生の講座さながらに真剣に講座に聞き入っていました。

今後も災害復興支援員養成講座はDVD講座を開催する予定です。まだ受講されていない会員の方は是非ご参加願います。

名古屋出入国在留管理局管轄県会員を対象とした研修会

国際部　後藤　剛志

日　時　令和７年３月21日㈮
　　午後２時～３時35分
場　所　愛知県行政書士会館　３階会議室
講　師　法務省名古屋出入国在留管理局　担当職員
内　容　技・人・国に係る在留審査（家族滞在含む）と資格外活動許可について
参加者　120名

本研修会は、名古屋出入国在留管理局の就労審査第一部門　後藤哲平統括審査官を講師としてお招きして、在留資格「技術・人文知識・国際業務」（家族滞在を含む）と「資格外活動許可」をテーマに実施されました。

在留資格「技術・人文知識・国際業務」では、以前はホテルフロント業務を担当する職務内容として申請があった場合は、当該ホテルの宿泊客の客層（国籍）を確認していたが、現在は外国籍の宿泊者が増えているため必ずしも確認するわけではない等、従前の運用と現在の運用を対比させた説明が印象的でした。

資格外活動許可については、フードデリバリーサービス、ネットオークション、ユーチューバー、カーシェア、不動産賃貸等に関して、以下のような説明がありました。

・能動的関与がある場合は、資格外活動許可が必要となること。（例えば、管理会社に委託せず不動産賃貸を行うような場合）
・就労時間計算が困難な場合には包括許可ではなく個別許可を申請すべきであること。

今回の研修会では、これまでになかった新業態の活動について、審査する側からの踏み込んだ説明が多くあり、非常に有意義なものとなりました。時代の変化に対応するため、常にアンテナを張り情報を得ることの重要性を改めて感じることができました。

メディアも扱う（？）行政法

第９回　地方自治、裁量基準条例化、行政の事実認定、都市再生特措法、積極目的規制、不許可理由

名城大学法学部教授　北見　宏介

本号分のネタ探しをだらだらと行っていると、バス停の移転を拒否している鹿児島のバス会社が国等を相手に仮処分申請を行った旨の報道が目についた（５月20日付）。一定事項につき「仮処分をすることができない」と規定する行訴法44条を考えると、どういうことか、との疑問も生じたが、決定に関する報道はまだなされていない。そこで今回は、裁判所の判断が下されたことに関する以下の報道を取り上げよう（原告名のみ原記事を修正）。同じく九州で起こった事例に関するものである。

福岡の屋台継承訴訟　原告が逆転敗訴　福岡高裁
2025年４月21日　NHK福岡ニュース

福岡市の屋台で働く男性が、父親から屋台の営業を継承するための申請が市に認められなかったのは違法だと主張して不許可処分の取り消しなどを求めた裁判で、福岡高等裁判所は「証拠の内容に不自然な点がある」などとして営業の継承を認めた１審判決を取り消し、訴えを退けました。

福岡市博多区の屋台で働く〔原告〕（44）は、４年前、屋台を営む父親の体調が悪化したことを理由に、営業を継承するため必要な許可などを申請しましたが、福岡市は、市の屋台基本条例で要件の１つとしている、屋台の収入で生活していると判断できないとして不許可にしました。

〔原告〕はこの決定は違法だと主張し、市の不許可処分の取り消しなどを求める訴えを起こし、去年、１審の福岡地方裁判所は営業の継承を認める判決を言い渡しました。

21日の２審の判決で福岡高等裁判所の岡田健裁判長は証言などの証拠について、「内容に不自然な点があり、裏付けに乏しい」と指摘しました。

そのうえで、「屋台営業による収入で生活していたという要件を満たしているとはいえない」として、１審判決を取り消し、〔原告〕の訴えを退けました。

判決のあとの会見で〔原告〕は、「今回の結果は残念としか言いようがないです」と話していました。

◆メディアも扱う条例

記事内で出てくる「市の屋台基本条例」とは、「福岡市屋台基本条例」（平成25年条例第43号）である。市が施行○周年イベント等を開催していたことも相まってニュースメディア等で扱われることもあったが、もともと制定過程から行政法学・行政学で注目されてもいた。インターネット上で容易に入手できる行政学の文献として、嶋田暁文「福岡市における屋台と政治・行政（上）（下）」自治総研419号１頁・420号43頁（ともに2013年）を紹介しておこう。タイトルで検索をすれば全文を読むことができる。

◆報道内容を理解するために

同時に、この事件は原告が訴えを提起した時点から一定の報道もなされていたようである。今回の記事でも必ずしも十分には触れられていないところではある（ニュースの読み上げ原稿が元の記事だからか）が、条例の規定内容を知っておいたほうが事件を理解しやすくなるだろう。なお、事件は通信社の配信もされており、広く報道されていたが、上記記事の「屋台営業による収入で生活していたという要件」に関して、訴訟で市が行っていた、条例制定に伴う営業届出書の従業員欄に原告の氏名が記されておらず、見回り時に稼働も確認されていない等の主

張への言及から、条例の規定に沿わない事件への評価がなされることもあるように見受けられる。

◆条例の規定内容

報道からはわかりにくいが、この条例は何らかの屋台営業の地位の承継の「ための」制度は用意していない。屋台営業に係る道路占用（道路法32条以下）や公園占用（都市公園法６条以下）の申請に関し一定の要件を示しており、この内容に関連している。

条例では屋台営業候補者の「公募制」を導入しており（25条）、選定を経て候補者として決定された者が占用申請できるものとしている（９条１項２号ロ（公園に関しては16条が準用））。もっとも、この条例制定以前から福岡の屋台は相当数存在し、かつ有名である。これらの既存の屋台が選定を受けなければ占用申請ができなくなると、生活基盤も失われる。そこで条例では、「この条例の施行の日において市道等占用許可を受けている屋台営業者（以下「現営業者」という。）の配偶者又は直系血族のうち、同日及び申請の日（現営業者が死亡している場合にあっては、現営業者が死亡した日。……）において、主として現営業者が営む屋台営業による収入により生計を維持している屋台営業従事者……」もまた申請ができることとしている（同号イ）。雑に言うと、家族に限っては１回だけ地位の承継（実際には、占用の要件緩和）を認めている。

条例制定以前において、市は「福岡市屋台指導要綱」による対応を行っており、ここでは「原則一代限り」という従前からの警察の方針を踏襲していた。条例は、「観光資源としての効用を有していることを踏まえ」て（１条）、この方針を維持しつつ屋台営業候補者の公募制を採用したわけである。

◆原審判決が述べたこと

報道の対象である福岡高裁の判断については、執筆時点では裁判所ウェブサイト上に判決文が掲載されておらず、筆者も入手できてはいない。他方、有料の判例データベースには、第１審の判決（福岡地判令和６年３月27日・令和３年（行ウ）第43号）が登載されていた。請求内容は、都市公園法上の占用申請に係る許可処分と、福岡市公園条例上の行為許可申請に係る義務付け（と必然的に不許可処分の取消（行訴法37条の３第３項２号））である。

この原審判決では、占用許可について行政庁の裁量を認めつつも、上記規定の、条例施行日における屋台営業による生計の維持という要件については、「現在又は過去の確定した客観的事実を踏まえて、……確認する行為であって、この点に関する処分行政庁の判断はその裁量に委ねられるべき性質のものではないというべき」としている点が注目される。

この下に、原告がアルバイトとして８～12万円ほどの収入を得て、その生計を維持していたことを認めつつ、不許可処分に至る経緯では、①条例制定年に市が原告の父との間で行った面談において、原告の父が「フルタイムで働く者が従業員であると認識していた」ことから、従業員欄に名前を記載していなかったこと、②市職員による見回りも、条例が規定する各種遵守事項のチェックがメインで、屋台従業員の人物の確認を意識的に行っていたとはいい難い、ということから、この「条例施行日生計維持要件」を満たすとして原告の訴えを認めていた。

他方、原告はこの条例の憲法14条・22条・29条・94条の適合性に係る主張も行っていたが、いずれも認められず、不許可処分の手続的違法については判断がなされなかった。

◆行政の事実認定をめぐって

このように原審では、行政による事実認定が争点（となる枠組み）であり、未読ではあるが第２審も同様のように報道をみる限りでは推測される。

要件規定の内容・範囲に関する私人と行政庁の認識の差異は、いわゆる個人タクシー事件（最一小判昭和46年10月28日民集第25巻７号1037頁）の事案も想起させる。筆者にとっては改めて、申請拒否処分における事前手続のあり方にも関心が向いた。不許可処分の通知書の実際の理由記載もみてみたい。

他方、裁判例は一般には法律論が注目されることが多いが、こうした事実認定の部分が争点となった事件は、参照することで審査請求や申請時のやりとりでも有用な面もあろう。

なお、事件全体を通じては、地方自治、法律上の許認可の基準を条例で定めること、福岡の屋台と積極目的規制や都市再生特措法による占用許可の緩和など様々な論点がある。混乱そのものというべき今回のタイトルは、どの論点を扱うかに係る執筆時の筆者の脳内状況を示したものである。これらについても、どこかで（できれば無料で読める形で）書いてみたい。

Information for Members ―お知らせ―

研修会動画一覧

ライブラリ研修　：会館にて視聴していただきます。事務局（TEL：052-931-4068）までご連絡ください。
オンデマンド研修：愛知会ホームページの【会員ページ】－【ライブラリ】－【研修会ライブラリ】にて各自で視聴してください。

（令和７年５月26日現在）

	部	番号	年　月　日	内　　容	ライブラリ研修【会館】	オンデマンド研修【ホームページ】
1	総務部	525	H28．2.23	行政書士制度65周年記念講演	○	×
2		650	R 5.12.15	総務部実務研修会	○	○
3		663	R 6．7.31	メンタルケア「自分のメンタルをどう守っていくか」に関する研修会（私法部と合同）	○	○
4		695	R 6.12.13	行政書士法及び行政書士法施行規則についての研修会	○	○
5	(総務部)※1 デジタル推進本部	672	R 6.10.15	行政書士として必要なセキュリティなどの知識に関する研修会	○	○
6		678	R 6.10.31	愛知県のDX推進の取組と電子申請・届出システムの基本的な使い方に関する研修会	○	○
7	(総務部)※1 新事業推進本部	704	R 7．2.28	災害復興支援員養成講座（第二回）	○	○
8		712	R 7．4．2	災害復興支援員養成講座（第三回）	○	○
9	建設環境部	607	R 4．2．7	初心者向け建設業許可申請についての研修会	○	×
10		620	R 4．9.29	初心者向け業務研修会（廃棄物処理業関係業務）	○	×
11		623	R 4.11.29	建設環境部業務研修会	○	×
12		627	R 5．1.25	建設業関係業務履修講座	○	×
13		638	R 5．8.30	建設環境部業務研修会	○	×
14		645	R 5.11.17	建設環境部業務研修会	○	○
15		652	R 6．1.17	テーマ別建設業実務研修会（第２回）	○	○
16		653	R 6．1.25	建設業関係業務履修講座	○	○
17		668	R 6．8.27	建設環境部業務研修会	○	×
18		683	R 6．9.18	テーマ別建設業実務研修会（第３回）	○	○
19		684	R 6.10.29	テーマ別建設業実務研修会（第４回）	○	○
20		685	R 6.11.18	初心者向け業務研修会（廃棄物処理業関係業務）	○	○
21		693	R 6.12．3	建設環境部業務研修会	○	○
22		694	R 7．1.23	建設業関係業務履修講座	○	○
23		697	R 7．1.30	テーマ別建設業実務研修会（第５回）	○	○
24		706	R 7．3.17	建設環境部業務研修会	○	○
25	運輸交通部	551	H29．1.23	自動車保有関係手続きのワンストップサービス（OSS）研修会	○	×
26		595	R 3.10．4	運輸交通部初心者向け研修会	○	×
27		599	R 3.11.29	運輸交通部業務研修会	○	×
28		615	R 4．8．1	行政書士業務としてのドローンの将来性についての研修会	○	×
29		624	R 4.12．1	自動車保有関係手続きのOSS並びに車検証の電子化及び車検証交付に係る事務の委託制度に関する研修会	○	×
30		634	R 5．4.12	封印管理委員会指定研修会	×	○
31		641	R 5.10.16	運輸交通部初級業務研修会（第二部）	○	○
32		643	R 5.11．2	出張封印取付作業に関する初級業務研修会	○	○
33		647	R 5.12．4	自動車保有関係手続きのOSSに関する研修会	○	○
34		661	R 6．7.22	封印委託制度改正に関する説明会	○	○
35		666	R 6．8．5	一般貨物自動車運送事業の経営許可に関する研修会	○	○
36		669	R 6．9．2	愛知県行政書士会封印管理委員会指定研修会	○	○

	部	番号	年　月　日	内　　容	ライブラリ研修【会館】	オンデマンド研修【ホームページ】
37	運輸交通部	689	R 6.12. 4	ドローンの申請業務に関する研修会	○	○
38		690	R 6.12.18	自動車保有関係手続きのOSSに関する研修会	○	○
39	国際部	509	H26.12.25	はじめての国際法１	○	×
40		510	H27. 2.18	はじめての国際法２	○	×
41		526	H28. 3. 7	国際私法の考え方～相続と遺言について～	○	×
42		528	H28. 4.25	国際私法の考え方～婚姻と離婚について～	○	×
43		547	H31. 2.21	国際業務研修会（フィリピン人の再婚と重婚問題）	○	×
44		558	R 1.11.18	国際私法に関する研修会	○	×
45		563	R 2. 1.22	国際・私法部業務研修会	○	×
46		562	R 2. 2.28	特定技能に関する研修会	○	×
47		578	R 2.12. 3	初心者中級者向け入管国際業務研修会資料	○	×
48		600	R 3.11.25	国際部初心者向け業務研修会	○	×
49		611	R 4. 6. 9	外国人の社会保険、労働保険に関する研修会	○	×
50		618	R 4. 9. 8	韓国の相続に関する研修会（私法部との合同開催）	○	×
51		625	R 4.12. 9	入管の在留申請オンラインシステムに関する研修会（特定技能等）	○	×
52		664	R 6. 8. 1	初心者向け国際業務研修会	○	○
53		670	R 6. 9. 9	あいちスタートアップビザの申請に関する研修会	○	○
54	土地利用部	559	R 1.11.22	都市計画法概要と愛知県開発審査会基準（主に第16号）について	○	×
55		596	R 3.10.27	一から始める土地に関する研修会	○	○
56		609	R 4. 2.22	農地法第４条５条許可申請書の書き方及び建築条件付売買予定地の取扱いについての研修会	○	×
57		626	R 4.12.19	所有者不明土地法の改正等及び特定都市河川浸水被害対策法（雨水浸透阻害行為許可）に関する研修会	○	×
58		628	R 5. 1.27	開発許可申請等に関する研修会	○	×
59		630	R 5. 2.22	「農地法許可の申請代理の注意点」及び「分家住宅に係る都市計画法手続き等の審査情報」に関する研修会	○	×
60		640	R 5.10.13	マンション管理計画認定制度に関する研修会（第二部のみ）（法人経営部と合同）	○	○
61		644	R 5.11. 6	都市計画法に関する研修会	○	○
62		649	R 5.12. 8	農地法（第３条、４条、５条許可等）に関する研修会	○	○
63		658	R 6. 3.14	生産緑地制度及び不動産調査業務の基礎に関する研修会	○	○
64		665	R 6. 8. 2	雨水浸透阻害行為許可に関する研修会	○	○
65		688	R 6.11.29	農地法・都市計画法に関する研修会	○	○
66		691	R 6.12.19	雨水浸透阻害行為許可に関する研修会（実践編）	○	○
67		710	R 7. 3.18	行政書士業務に関する測量についての研修会	○	○
68	法人経営部	425	H24. 6.28	種苗法における品種登録と出願実務について	○	×
69		445	H24. 9.24	告訴・告発状の作成の仕方についての研修会	○	×
70		511	H27. 2.12	医療法人の設立について	○	×
71		540	H30. 2.27	技能実習法の実務についての研修会（国際・私法部と合同）	○	×
72		541	H30. 3.16	オーファンワークスについての研修会～著作権業務の可能性～	○	×
73		564	R 2. 2.10	HACCP研修会	○	×
74		584	R 3. 3.23	初心者向け風俗営業申請手続研修会	○	×
75		585	R 3. 5.18	改正食品衛生法研修会	○	○
76		590	R 3. 8.27	初心者向け風俗営業・古物営業許可申請に関する研修会	○	×
77		605	R 4. 1.28	著作権に関する研修会	○	○
78		617	R 4. 8.30	薬機法に関する研修会	○	○
79		637	R 5. 7.24	労働者協同組合法に関する研修会	○	○

	部	番号	年　月　日	内　　容	ライブラリ研修【会館】	オンデマンド研修【ホームページ】
80	法人経営部	662	R 6. 7.29	補助金申請業務に係る基礎研修会	○	○
81		680	R 6.10.22	風営法の基礎及び風俗営業許可・届出申請に係る研修会	○	○
82		703	R 7. 2.14	特定受託事業者に係る取引の適正化などに関する法律（フリーランス新法）に係る研修会	○	○
83	私法部	420	H24. 2.25	私法業務基礎研修会（初心者のための遺言作成実務基礎講座）	○	×
84		488	H26. 3.17	私法業務部門研修会（遺産分割協議書の書き方）	○	×
85		504	H26.12. 4	行政書士が知っておくべき相続税の基礎知識	○	×
86		539	H30. 2.22 H30. 3. 1	民事信託についての研修会（企画情報部と合同）	○	×
87		554	R 1. 9. 9	債権各論　契約に関する研修会	○	×
88		571	R 2. 8.24	戸籍の見方に関する研修会	○	×
89		602	R 3.12. 7	民法（相続法）改正に関する研修会	○	×
90		608	R 4. 2.16	特定行政書士ブラッシュアップ研修会 ※特定行政書士会員のみ受講可	○	×
91		610	R 4. 3.17	私法部初心者向け研修会	○	×
92		616	R 4. 8.25	相続登記義務化に関する研修会	○	×
93		631	R 5. 3. 1	私法部初心者向け研修会	○	×
94		632	R 5. 3.15	特定行政書士ブラッシュアップ研修会　※全会員受講可	○	×
95		633	R 5. 3.31	私法部研修会	○	×
96		636	R 5. 5.23	相続土地国庫帰属制度に関する研修会（土地利用部と合同）	○	○
97		648	R 5.12. 6	外国人及び海外邦人の相続・遺言についての研修会	○	○
98		654	R 6. 2.28	特定行政書士ブラッシュアップ研修会　※全会員受講可	○	○
99		656	R 6. 3. 6	公証人による任意後見契約、死後委任契約についての研修会	○	○
100		659	R 6. 3.18	私法部初心者向け研修会	○	○
101		667	R 6. 8. 7	高齢者支援についての研修会	○	○
102		674	R 6.10. 2	民事信託に関する研修会①	○	○
103		676	R 6.10.11	民事信託に関する研修会②	○	○
104		677	R 6.10.17	民事信託に関する研修会③	○	○
105		711	R 7. 2.21	私法部実務研修会	○	○
106	旧）企画情報部※2	534	H29. 8.28 H29. 9. 4	法定相続情報証明制度研修会　第２部　戸籍の見方・相続関係図の書き方	○	×
107		537	H29.11.24	ドローン等（無人航空機）飛行許可・承認申請手続きについて	○	×
108		546	H30.12. 6	被災者支援に関する研修会	○	×
109		576	R 2.11.16	SDGs時代における行政書士の役割と可能性についての研修会【１回目】	○	×
110		580	R 3. 1.27	SDGs時代における行政書士の役割と可能性についての研修会【２回目】	○	×

※１：令和７年５月26日現在ホームページ上では（総務部）のタブで表示されます。新ホームページ移行後は委員会名に切り替わる予定です。

※２：企画情報部につきましては令和３年４月１日施行の規則改正により統廃合されました。

●●● 初心者向け業務相談のお知らせ ●●●

これから業務を始める方等を対象とした業務相談についてお知らせいたします。

業務相談は、随時受付（要予約）いたしますので、ご希望の方は、愛知県行政書士会事務局まで「業務相談申込書」を FAX（052-932-3647）またはメール（mo-gyoumu@staff-aichikai-gyousei.net）送信のうえ、お問い合わせください。

・相談は愛知県行政書士会館で行います。
・申し込みをされた方には、該当する部会からお電話を入れ、**日程を調整いたします。**日中にご連絡がとれる電話番号でお申し込みください。
・業務相談の当日は、相談内容に関する資料をお持ちください。
・相談時間は１人１時間程度を予定していますので、ご了承願います。

建設環境部　建設業関係業務・産廃（収運）業許可申請相談

内　容　　建設業許可、経営審査事項等の建設業関係業務について
内　容　　産業廃棄物収集運搬業許可について

運輸交通部　運輸交通関係業務相談

内　容　　自動車登録（車庫証明含む）について

国　際　部　国際関係業務相談

内　容　　国際関係業務について

土地利用部　土地利用関係業務相談

内　容　　開発許可申請、農地転用許可申請等について

法人経営部　法人経営関係業務相談

内　容　　風俗営業許可申請、株式会社設立（法人登記以外）について

私　法　部　私法関係業務相談

内　容　　相続手続、遺言書起案、任意後見契約、契約書作成等について

愛知県行政書士会　　御中

年　　月　　日

初心者向け業務相談申込書

次のとおり、業務相談に申し込みます。（該当する部に○印）

- 建設環境部　建設業関係業務・産廃（収運）業許可申請相談
- 運輸交通部　運輸交通関係業務相談
- 国　際　部　国際関係業務相談
- 土地利用部　土地利用関係業務相談
- 法人経営部　法人経営関係業務相談
- 私　法　部　私法関係業務相談

支　　部		会員番号	
氏　　名		電話番号	
相談内容 （詳細を具体的にお書きください。）			

愛知県行政書士会　ＦＡＸ　052-932-3647

東三支部：山本　真基会員

会報委員　山崎　　仁

今回は、東三支部で総務担当副支部長を現在務められ、土地家屋調査士としてもご活躍されている山本真基会員の事務所を訪問し、お話を伺いました。

ー開業前のお仕事と、開業のきっかけは？

大学卒業後は東京の広告代理店に就職しました。その後、色々なご縁で豊橋市内の測量会社、同市内の法務合同事務所（土地家屋調査士・行政書士）を経て令和５年７月に独立し現在に至ります。行政書士登録から数えると14年目になります。

開業のきっかけは、自分にしかできない仕事がしたいという願望と、自分が代表者になって初めて見える世界、責任、面白みをもっと追求したいと感じたことがきっかけです。

ー主な取扱業務は？

開発許可、建築許可、農地法許可等の土地利用業務に特化して業務を行っています。

ー業務を行う上で気を付けていることは？

顧客の期待を超え続けること。どのようにしたら顧客の要望が実現できるか、或いは、より要望に近い成果を得ることができるかを、士業という枠を超えた視点でデザインすることです。

ー週末は何をされていますか？

土曜の朝は腹式呼吸とストレッチで心と体をリセットし、その後書類作成などの集中作業や業務工程の整理、経営管理を行います。年に数回はまとまった休暇をとり、家族で旅行に出かけます。

ー今後の抱負は何ですか？

“世界一カッコいい士業”をチーム全員でつくることです。従業員一人一人が顧客の期待を超える仕事をし続けることで顧客満足度を高めると同時に、自分たちの「仕事」に誇りをもつこと。

また顧客や従業員だけでなく役所の職員など、関わるすべての人が気持ちよく仕事を進められる良好な関係性を築いていきたいです。

ー開業間もない会員へのアドバイスをお願いします。

開業直後は「何でもできる行政書士になろう」と思われる方もいるかもしれませんが、何かひとつは得意分野を見つけ、その分野を深く探求してほしいと思います。プロフェッショナルとしての誇りを持ち、自信を持って業務を行えるよう日々研鑽しましょう。

経営理念や業務に対する真剣さ、顧客との向き合い方に至るまで気迫に満ちた山本会員の事務所は内装などにセンスとこだわりが詰まっており、とても洗練されたカフェラウンジのような印象でした。この度は大変お忙しい中、貴重なお時間を頂戴し、誠にありがとうございました。

支部だより

名古屋支部　４月及び５月常設無料相談会

会報委員　宮本　隆

日　時　令和７年４月15日㈫、５月20日㈫
　　午後１時～４時
場　所　中村生涯学習センター
相談員　10名

名古屋支部では中村生涯学習センターにて毎月第三火曜日に常設無料相談会を開催しており、令和７年４月及び５月も予定通り開催致しました。

４月は、５件と平月並みでした。５月は、一気に気温が上昇し真夏日になる予報であったため、ご相談者も足が向かないと思われましたが、５件と平月並みでした。なお、地下鉄広告や広報なごやを見てお越しになった方が７割で継続的に良い効果が出ております。一方で３割の方々はインターネットを見られた方となっております。

今回は、ご自身がお亡くなりになった後をご心配されている方や推定相続人の方から生前対策に関するご相談を多く受けました。生前対策と言ってもご相談者の置かれている状況により、公正証書遺言の作成、任意後見制度の活用、家族信託の活用、生前及び死因贈与契約書の作成及び生命保険の活用など組合せは多種多様であるため、ご相談者様に一つ一つ丁寧に説明し、ご理解頂くと共に的確なアドバイスを行うことが大切だと思います。

なお、ご相談者様としては、生涯において一度や二度しかご経験されない生前対策は、知識が少ない場合が多く、ご不安やご心配を抱えておられるため、ご相談者様に一番近い存在の我々「街の法律家である行政書士」が、ご相談者様のお話に耳を傾け、どのような選択肢があるのか、どのような手続きが必要なのか、分かり易く説明し、ご不安やご心配を少しでも取り除ける提案を行うことにより、ご相談者様から信頼を得られる様に務める必要があると思います。

西尾支部　令和７年度定時総会

会報委員　鈴木　謙一

日　　時　令和７年５月８日㈭
　　午後４時～５時
場　　所　総　会：西尾商工会議所　２階小ホール
　　懇親会：五郎田
会員総数　60名
出席者数　49名（当日出席者18名　委任状31人）

令和７年５月８日㈭に令和６年度西尾支部定時総会が西尾商工会議所で行われました。加藤隆広副支部長の司会のもと、深谷裕寿支部長の挨拶、その後私鈴木が議長に指名され、議事を進行致しました。令和６年度事業経過報告及び会計決算報告、令和７年度の事業計画案、予算案、役員改選の件、すべて承認され、無事にすべての議事が終了致しました。

上記のとおり今年度は役員改選年度であり、新しく牧野格新支部長が選任されました。牧野新支部長の挨拶、新役員全員から一言ずつ挨拶があり、新たな西尾支部のスタートとなりました。

その後場所を移動し、懇親会が開催されました。各会員同士、日頃の業務の話や趣味の話など和やかな雰囲気の中行われました。

今後も会員間で親交を深め、西尾支部の発展に繋げる事ができればと思います。

中央支部　令和６年度法人経営業務部会研修会

中央支部　入山　康彦

日　時　令和７年３月26日㈬
　　午後６時～７時30分
場　所　愛知県行政書士会館　３階会議室
講　師　丸井　康弘　会員（東三支部）
テーマ　『風俗営業許可申請の申請書・図面作成及び現地調査のポイント』
出席者　24名

中央支部では今回「風俗営業許可申請の申請書・図面作成及び現地調査のポイント」を開催しました。講師には、風営法の実務に精通されている東三支部の丸井康弘会員をお迎えし、多くの会員が参加しました。本研修は、風営法の基本的な理解を深めるとともに、許可申請の実務において重要な「客室の捉え方」について学ぶ内容で構成されていました。

前半では、丸井会員より風営法の基礎について分かりやすい解説がありました。風営法の目的、許可が必要となる業種、申請の流れなど、実務に直結する知識を体系的に学ぶことができました。特に、実務において注意すべき点について具体例を交えながら解説していただき、風俗営業許可申請において何が求められるのかを改めて整理することができました。

後半では、本研修の肝となる「客室の捉え方」について、実際の図面を使用したグループワークを行いました。参加者は４グループに分かれ、それぞれ３枚の図面を用いて、客室の範囲や許可要件を満たすためのポイントを検討しました。図面を見ながら具体的に考えることで、法令の条文だけでは分かりにくい部分が明確になり、実務に直結する知識を深めることができました。図面を読み解く作業に熱中し、時間が足りなく感じるほど充実した学びの時間となりました。

研修終了後、参加者からは「実際の図面を使ったことで理解が深まった」「グループワークでの意見交換が有意義だった」といった声が多く聞かれました。今回の研修を通じて、風営法許可申請における実務的な視点を養うことができ、非常に有意義な機会となりました。

当支部では、今後も会員の皆様の業務に役立つ研修を企画し、実務に活かせる知識の提供に努めてまいります。

中央支部　専門分野の先生をお招きしての交流会

会報委員　猪子　和美

日　時　令和７年４月17日㈭
　　午後６時30分～８時30分
場　所　中区伏見　THE CONDER HOUSE
参加者　44名

中央支部では７年ぶりに専門分野に精通された先生をお招きしての交流会を開催致しました。

今回は、愛知県行政書士会建設環境部担当常務理事の佐藤雅子会員、法人経営部担当常務理事の芳賀宏行会員、国際部担当常務理事の蓬田悦子会員、私法部担当副会長の内藤広子会員にお越しいただきました。

開会にあたって八十川支部長より挨拶があり、次にお招きした先生方それぞれに、この業務を始めたきっかけや動機、また業務を行う上での注意事項をお話していただきました。その後、愛知県行政書士会竹田勲会長に乾杯のご発声をいただき、歓談が始まりました。

今回は会場内を、運輸交通部門を加えた５つのグループに分け、各会員が自ら行う専門分野や、興味のある分野のテーブルを自由に回って講師のお話を伺うことが出来る交流会でした。各テーブルが研修会のような真剣さもあり、先生方には会員からの質問に一つ一つ丁寧に答えていただけ、中華料理を楽しみながらの大変有意義な時間となりました。また同じ業務に興味がある会員同士の交流も盛んに行われ、大変盛況な会となりました。

２時間はあっという間に過ぎ、中締めの挨拶を副会長の内藤広子会員に頂戴し散開。帰り際ではまだ話を聞きたいという会員の声も聞こえてまいりました。

碧海支部　令和６年度第３回支部研修会

碧海支部　鈴木　景子

日　時　令和７年３月29日(土)
　　第１部　午前９時30分～正午
　　第２部　午後１時～５時30分
場　所　刈谷総合文化センター
　　中央生涯学習センター
　　第１部　504講座室
　　第２部　405研究室
内　容　テーマ『入管業務に関する研修』
　　第１部　入管業務に携わるにあたって
　　就労系在留資格（「特定技能」以外）について
　　第２部　在留資格「特定技能」について
　　その他
講　師　高野　正也会員（碧海支部）
出席者　15名

令和６年度第３回の支部研修会は、碧海支部支部長であり、愛知県行政書士会国際部の部員としてもご活躍されている高野正也会員をお招きし、「入管務務に関する研修」を終日２部構成による講義を行っていただきました。

第１部では、特定技能以外の「就労系在留資格」をテーマに、入管業務の基本的な考え方や制度の全体像、必要となる書類の実務的な取り扱い、近年の運用傾向などについて詳しく解説いただきました。技術・人文知識・国際業務や企業内転勤といった在留資格ごとの違いに加え、許可・不許可事例を通じて、どのような点が審査のポイントになるかを具体的に学ぶことができました。

第２部では、「特定技能」に関する詳細な講義が行われました。実際の申請書類を見ながら、各書類の記載例や注意点を具体的に解説してくださり、参加者はそのひとつひとつに真剣に耳を傾けていました。さらに介護分野や建設分野での追加で確認すべき点を解説していただき、参加者にとって非常に学びの多い内容となりました。会場では、参加者は熱心にメモを取り、積極的に質問する様子も見られました。今後、入管業務に積極的に取り組んでいきたいという会員は多くいるということを感じました。長時間にわたる講義にもかかわらず、最後まで集中力を切らさず真剣に学ぶ会員の姿勢が印象的でした。

改めて、高野正也会員にはお忙しい中、大変貴重なご講義をいただきましたことに深く感謝申し上げます。

ちょっとひと息　「マイナンバー制度について（総論）」

Q マイナンバー法に規定されている「個人番号利用事務実施者」や「個人番号関係事務実施者」とは何ですか。

A 「個人番号利用事務実施者」とは、マイナンバーを使って、マイナンバー法別表第一や条例で定める行政事務を処理する国の行政機関、地方公共団体、独立行政法人などのことです。また、「個人番号関係事務実施者」とは、法令や条例に基づき、個人番号利用事務実施者にマイナンバーを記載した書面の提出などを行う者のことです。

例えば、税の関係であれば、国税庁長官（税務署）、都道府県知事や市区町村長（税務担当）が個人番号利用事務実施者となり、これらの機関にマイナンバーを記載した源泉徴収票や支払調書などを提出する民間事業者などが個人番号関係事務実施者となります。

出典：デジタル庁「よくある質問」より

豊田支部　経験ゼロから建設業専門行政書士へ

豊田支部　小川　一斗志

日　時　令和７年４月25日㈮
　　午後１時～５時
場　所　豊田商工会議所
参加者　研修会　62人
　　懇親会　49人
　　２次会　28人

１部　CCUSと行政書士
２部　経験ゼロから建設業専門行政書士へ

１部では日本でただ一人のCCUSスーパー認定アドバイザーである埼玉会の川﨑雅彦先生がCCUS業務をどのように顧客と関わっていけばよいのかの具体的な事例と建設業法改正に伴うCCUSとの関連性の研修。

２部では神奈川会の藤田麻衣子先生と川﨑先生が経験ゼロから建設業専門行政書士になるまでの14年間の軌跡を顧客数の推移と共に、その時に何を意識して行動していたのか、当時自信はどのくらいあったのかなど、普段は話さない裏側まで包み隠さず話してくれました。

その結果、８割の方が懇親会に参加、さらに懇親会参加者の約６割が２次会まで参加するという熱量になりました。

特に今回は豊田支部だけでなく他支部も参加できるオープンな研修会だったため、愛知県内だけでなく、東は千葉、東京、西は京都、大阪、一番遠い方は新潟から参加など県外から18名の方が参加して建設業行政書士の全国交流会となりました。

昭和支部　令和７年度定時総会と懇親会

会報委員　上田　恵美

日　時　令和７年４月26日㈯
　　定時総会　午後３時～４時15分
　　懇親会　　午後５時～７時
場　所　今池ガスビル７階プラチナルーム
出席者　57名（委任状提出者81名）

令和７年４月26日の土曜日に令和７年度の昭和支部定時総会が開催されました。

前年同様に、愛知県行政書士会の竹田勲会長と昭和支部の千田久人前支部長を来賓にお迎えして、午後３時に上田恵美会員の司会進行のもと、定刻通り開始しました。その後、武譲二副支部長の開会の辞、志水正芳支部長の挨拶に続き、来賓代表として竹田会長に挨拶を賜りました。出席会員の中から議長に早川信康会員、副議長に松葉豪会員が選任され、５議案の審議に入りました。

議題
第一号議案　令和６年度事業計画経過報告承認の件
第二号議案　令和６年度会計決算報告及び監査報告承認の件
第三号議案　令和７年度行事計画（案）承認の件
第四号議案　令和７年度会計予算（案）承認の件
第五号議案　任期満了に伴う役員改選の件

各議案について執行部による説明がなされた後、質疑応答を経て採決が行われました。いずれの議案も賛成多数により原案通り承認可決されました。

総会は午後４時15分に武副支部長の閉会の辞をもって終了しました。最後に、総会会場にて記念撮影を行いました。

総会終了後は、コロナ以前は恒例であった懇親会を同ビル８階のガス燈にて行う事が出来ました。おいしい食事とお酒をいただきながら、退任役員の挨拶と新入会員の紹介も行なわれました。とても賑やかな雰囲気の中、短い時間でしたが内容の濃い充実した時間となりました。

一宮支部　令和７年度定時総会及び懇親会

会報委員　深川　範江

日　時　令和７年５月９日㈮
　　午後３時～７時30分
場　所　尾張一宮駅前ビル７階シビックホール
出席者　148名（当日出席者59名　委任状89名）

令和７年度の一宮支部定時総会が、５月９日に尾張一宮駅前ビル７階シビックホールにて開催されました。

渡邊隆太会員の司会進行で定時総会は始まりました。

今井隆昌支部長の挨拶では、「令和６年度の支部活動において推進してきたこととして大幅なホームページのリニューアル・支部の研修に関しまして会場とオンラインと同時参加の研修会の開催により多くの会員の参加がみられたこと・５年ぶりに開催された西尾張自由フォーラムにより一層地域の士業間の交流を深めることができました。今年度も引き続き本会・他支部・他団体との連携を深めていきたいと思います。会員の皆様のご支援ご協力をよろしくお願いいたします。」と話されました。

来賓として、愛知県行政書士会会長ならびに愛知県行政書士政治連盟会長竹田勲様、一宮市副市長福井斉様にご臨席賜り、祝辞を頂きました。

その後、司会者より古川竜生会員が議長に指名され、議題の報告及び審議に入りました。前年度の事業報告について執行部より説明があった後、審議事項に入り、決算報告、本年度の事業計画案、予算案が審議されました。今年度も昨年度と同様に質問は事前に提出して執行部が説明を行う形式をとりました。その後、原案通り可決承認されました。また、今年度は役員改選がありこの議題についても可決承認となりました。

会員の皆様のご協力により無事に閉会を迎える事ができました。

また、定時総会終了後は懇親会が行われ、加藤錠司郎稲沢市長、竹田会長、日本政策金融公庫一宮支店様をはじめとして衆議院議員・愛知県議会議員・一宮市・稲沢市議会議員のご協力議員の方々に出席して頂き、お祝いの言葉を頂戴しました。

田中裕之会員の司会の元、乾杯の挨拶を内藤広子会員にして頂きました。４名の新入会員の紹介があり、ご挨拶をしていただきました。

久しぶりにお会いになる会員の方もみえ、あちらこちらで笑顔もみられ会員相互の交流も深まったのではないかと思います。

最後に中締めの挨拶を、川添広会員にして頂き盛会のうちに終了いたしました。

ちょっとひと息 「ふるさと納税」

Q ふるさと納税による寄附金はどのようなことに使われますか？

A ふるさと納税による寄附金の使い道は各自治体によって異なりますので、それぞれの自治体にお問い合わせください。

なお、ふるさと納税の使い道について、寄附した本人が使途を選択できるようになっている自治体もあります。

出典：総務省HP「よくある質問」より

中央支部　名東の日・区民まつり

中央支部　川村　浩史

日　時　令和７年５月10日㈯
　　午前10時～午後３時
場　所　牧野ケ池緑地　東側芝生広場

中央支部では、広報活動の一環として毎月名東区役所にて無料相談会を実施しています。

また年一回の名東区民まつりにも出展し、無料相談ブースを設置して行政書士制度の広報活動に努めています。

本年度は前日の雨により天候が心配されておりましたが、例年に負けず多くの来場者にお越しいただき盛大な開催となりました。

子供向けのお菓子と相談会のご案内チラシを配布しながら、日頃行政書士がどのような活動をしているかを多くの市民の皆様にご紹介することができました。

その場での相談申込だけでなく、事前にご連絡を頂き参加される方もおり、市民にとっての「気軽に相談できる場」が、いかに重要であるかをあらためて感じる機会となりました。

行政書士制度の宣伝部長「ユキマサくん」もたびたび登場し、名東の日・区民まつりを盛り上げるのに大いに活躍していただきました。

「そうだ。行政書士に相談しよう。」困ったときにそのように思いついていただけるよう、今後とも地域に根付いた活動に尽力したいと思います。

尾北支部　令和７年度定時総会

会報委員　山口　勝司

日　時　令和７年５月10日㈯
　　午後３時30分～
場　所　江南市民文化会館工作室（愛知県江南市）
参加者　31人　来賓２名

尾北支部では、江南市民文化会館工作室にて令和７年度定時総会が開催されました。

冒頭支部長のあいさつから始まり、愛知県議会議員である江南市選出の村瀬様、犬山市選出の中村様よりご挨拶を頂いた後議事に移りました。

収支決算報告、事業報告、令和７年度事業計画などの諸議事も滞りなく進行していきました。

その後、支部長改選についての審議に移りました。

過日行われた支部長推薦委員会より、澤田和徳現副支部長を新支部長に推薦する動議があり、審議の結果、同氏が満場一致で支部長に選任され、所信表明を経て、新支部長就任に至りました。

総会終了後は、場所を「味の魚仙」に移し、村瀬県議会議員のご参加も賜り、懇親会が開催されました。

２期４年に渡り、支部運営の中心を担い、その間支部規約の改正、研修会の充実など、長年の懸案事項について真摯に取り組み、成果を残された高田前支部長の労をねぎらうと共に、今後重責を担う澤田新支部長のもと、会員一同更なる団結をもって支部発展、行政書士の地位向上を目指して行くことを誓い合い、また、会員同士更なる親睦を深め、和気藹々とした雰囲気の中終了いたしました。

尾張支部　令和７年度定時総会

尾張支部　田中　としえ

日　時　令和７年５月10日㈯
　　午後３時30分～４時
場　所　ホテルプラザ勝川
参加者　出席30名（有効委任状数53名）

５月10日の土曜日、ホテルプラザ勝川にて令和７年度尾張支部定時総会が開催されました。幹事の神戸研人会員司会進行のもと、鈴木里佳支部長の挨拶から始まり、司会者の指名にて本総会の議長には河津真子会員が就任しました。本総会においては事前質問が提出されておらず、それぞれ採決をとる形で議事が進行しました。報告及び審議事項については以下のとおりです。

報告事項：令和７年度会員状況・活動報告
審議事項
第１号案：令和６年度決算報告・監査報告承認の件
第２号案：令和７年度活動方針案承認の件
第３号案：令和７年度予算案承認の件
第４号案：役員改選の件

議事は滞りなく進行し、全ての議案が原案どおり承認されました。総会終了後は同ホテル内にて部屋を移動して懇親会が行われました。今年度は石黒直樹春日井市長、笹原浩史小牧市副市長にご祝辞を賜り、春日井公証役場の公証人伊藤敏治先生に乾杯のご発声をお願いしました。途中新入会員４名の方の挨拶をはさみ、２時間ほど美味しい料理をいただきながら、歓談の時を楽しむことができました。久しぶりにお顔を拝見できた会員の方もいらっしゃり、自然と笑顔がこぼれていました。終始和やかな雰囲気の中で親睦を深め、皆さま有意義なひとときを過ごされていたと思います。名残惜しく感じられる中、懇親会は盛会のうちに幕を閉じました。定時総会及び懇親会をご準備いただいた役員の皆さま、ありがとうございました。

豊田支部　令和７年度総会

豊田支部　石原　正大

日　　時　令和７年５月16日㈮
　　午後２時～７時30分
場　　所　豊田産業文化センター小ホール
会員総数　150名（３月31日現在）
出席者数　81名
（内訳　当日出席50名　委任状31名）

令和７年５月16日、豊田産業文化センター小ホールにて、令和７年度愛知県行政書士会豊田支部総会を開催しました。

多くの来賓の方にご臨席賜り、大変有意義な時間を過ごすことができました。議事では活発な議論が交わされ、多くの貴重な意見が出されました。それでもなんとか予定の時間どおりにスムーズに進行され、さらに懇親会も過去最多の出席者数で、盛況のうちに終えることができました。

また毎年、ミニライブと称して地域の文化活動を知り会員の教養を高める目的の催し物を組み込んでおります。今回は国際交流や中国文化の発信宣伝活動を行っている「華豊の友」という芸術団にお越しいただきました。舞踏や変面、歌唱、太極拳演舞と盛りだくさんの内容で華を添えていただきました。

さて、総会担当副支部長交代のため、今回で私の最後の業務となりました。なにかと至らない点ばかりでしたが、豊田支部の強い結束力と厚い信頼関係に支えられて、なんとか成功裏に終えることができました。長年ご指導いただいた豊田支部の先生方に深く感謝申し上げます。まことにありがとうございました。

東三支部　令和７年度定時総会

東三支部　萩原　匡峻

日　時　令和７年５月16日㈮
　　午後３時～５時30分
場　所　ホテルアソシア豊橋５階
出席者　76名（有効委任状数142）

５月16日、ホテルアソシア豊橋にて、東三支部令和７年度定時総会が開催されました。

議事次第は新規入会者及び表彰候補者のご紹介に続いて、愛知県行政書士会の竹田勲会長、日本政策金融公庫豊橋支店の川上賢一支店長よりご祝辞を賜り、下記議案について議事を執り行う形となりました。

第１号議案　令和６年度会務経過報告の件
第２号議案　令和６年度収支決算承認の件
　　（監査報告）
第３号議案　令和７年度事業計画（案）承認の件
第４号議案　令和７年度収支予算（案）承認の件
第５号議案　各業務部会報告及び令和７年度事業計画（案）承認の件
第６号議案　任期満了に伴う役員改選の件

いずれの議案についても滞りなく進行し、第６号議案の役員改選では、役員推薦委員会の推薦により、水野悠支部長が引き続き支部長に再任されました。最後に、再びご来賓の皆様よりご祝辞を賜り、無事に閉会となりました。閉会後には懇親会を開催し、引き続きご来賓の皆様にもご出席いただきました。会員同士の交流はもちろん、日頃なかなかお会いする機会のないご来賓の方々とも話が弾み、終始和やかで賑やかな懇親会となりました。

笑顔のあふれるひとときの中で、新たなつながりや今後の活動への意欲も生まれ、有意義な時間を共有することができました。

ご多用のなかご出席くださった支部会員の皆様、準備にご尽力いただいた支部役員の皆様、そして議長・副議長を務めてくださった山口妙子会員・山本嘉和会員に心より感謝申し上げますとともに、水野支部長を中心として今年度も東三支部をますます盛り上げてまいります。

ちょっとひと息 「ふるさと納税」

Q 確定申告を行う必要がありますか？

A 原則として、寄附金控除を受けるためには確定申告を行う必要があります。

なお、確定申告の不要な給与所得者等がふるさと納税を行う場合、確定申告を行わなくても寄附金控除が受けられる特例的な仕組みである「ふるさと納税ワンストップ特例制度」を利用することができます。

ただし、適用を受けられるのは、確定申告の不要な給与所得者等で、ふるさと納税を行う自治体の数が５団体以内である場合に限られます。

Q 平成27年度の改正はどのような内容ですか？また、いつから適用されますか？

A 平成27年度税制改正によるふるさと納税の変更点は大きく２つあります。

・ふるさと納税枠の拡充（約２倍へ拡充）（平成27年１月１日の寄附から適用されています。）
・給与所得者（サラリーマン）等の方が確定申告不要で控除を受けることができるワンストップ特例制度の創設（平成27年４月１日の寄附から適用されています。）

出典：総務省HP「よくある質問」より

岡崎支部　令和７年度定時総会開催

会報委員　伊東　毅

日　　時　令和７年５月17日㈯
　　午前10時30分～11時30分
場　　所　岡崎ニューグランドホテル３階
会員総数　199名
出席者数　127名
（内訳　当日出席33名　委任状94名）

岡崎支部定時総会が開催されました。司会を務める杉山直樹副支部長の開会の辞で始まりました。

来賓の新海正春顧問、竹田勲会長、米村篤史支部長の挨拶に続いて、金岩正雄会員が議長に指名され、議事に入りました。

増田尚也副支部長より令和６年度の会務の報告、米村支部長より決算の報告がありました。その後、鍋田建治会計監事から監査結果が適正である旨が報告されました。

続いて令和７年度の事業計画と予算案が上程され米村支部長よりその趣旨が説明されました。無料相談会を通じた行政書士の知名度の向上、行政機関の委員会・審議会等への積極的な参加、支部研修会の充実等、様々な課題がある中で、特に今後急速に進むデジタル化や法改正等への対応に力を注いでいくことを強調されました。

さらに支部規則改正案が米村支部長より説明されました。

以上全ての議案は、可決承認されました。

最後に支部役員の紹介と祝文の披露がなされ、定時総会は終了しました。

総会終了後の懇親会は、本田海斗副支部長の乾杯発声により始まり、ホテルの美味しい食事を来賓の方々と一緒に楽しみました。会員同士の交流も一層深まり、三浦知美幹事の一丁締めで懇親会は和やかに終了しました。

中央支部　令和７年度定時総会

会報委員　猪子　和美

日　　時　令和７年５月23日㈮
　　午後６時～８時30分
場　　所　名古屋マリオットアソシアホテル　17階
出席者数　287名（うち委任状出席者208名）

中央支部の令和７年度定時総会が去年に引き続き名古屋マリオットアソシアホテルで行われました。

水﨑由佳子副支部長の司会進行のもと開会の言葉、物故会員への黙祷、八十川英剛支部長の挨拶、来賓の愛知県行政書士会竹田勲会長のご挨拶と続き、議長に蓬田悦子会員、山本貴昭会員が選任され、議事が進行していきました。

１号議案　令和６年度会務報告承認の件
２号議案　令和６年度決算報告承認の件
３号議案　令和７年度事業計画（案）承認の件
４号議案　令和７年事業予算（案）承認の件
５号議案　支部役員選任（案）承認の件

以上の議案が上程され、質疑応答の後、滞りなく全ての議案が原案通り承認されました。

総会終了後は17階の「ルピナス」に会場を移して懇親会を行いました。川村浩史副支部長の司会進行のもと、戸加里邦子新支部長の挨拶、愛知県行政書士会竹田勲会長のお言葉を頂戴し、仙石秀久会員の乾杯のご発声のもと懇親会が始まりました。懇親会では沢山のご来賓のご列席・ご祝辞を賜り、大変賑やかな会となりました。皆さま歓談に花が咲く盛会の中、八十川英剛前支部長の一本締めで散会となりました。

碧海支部　令和７年度定時総会及び懇親会

碧海支部　鈴木　景子

日　時　令和７年５月22日㈭
　　午後４時～８時
場　所　ホテルクラウンパレス知立
　　セントピアホール
出席者　156名
　　（会場出席者　43名　委任状出席者　113名
　　懇親会参加者　43名　来賓　13名）

令和７年度碧海支部定時総会が５月22日、ホテルクラウンパレス知立にて開催されました。昨年に引き続き懇親会までを含めた開催となり、43名の会員の参加と13名の来賓をお迎えしての開催となりました。

定時総会は15時30分受付開始、16時より開始しました。初めに高野支部長によりご挨拶頂き、議長、議事録署名人の選任後、議事が進行しました。

（議事）
第１号議案　令和６年度事業経過報告の件
第２号議案　令和６年度会計決算承認の件
第３号議案　令和７年度事業計画（案）承認の件
第４号議案　令和７年度会計予算（案）承認の件
第５号議案　愛知県行政書士会碧海支部規則一部改正（案）承認の件
第６号議案　役員改選（案）承認の件

以上の議案が、質疑応答の後に賛成多数によりすべて可決承認されました。

総会終了後、昨年に引き続き懇親会が開催され、各市長をはじめとする13名の来賓をお招きし、立食形式での会食が行われました。新入会された会員にとっては、入会後初めての大きな交流の場となり、諸先輩方と積極的に交流されており、とても良い場となったと感じました。また会員同士思い思いに交流を図っていただき、終始穏やかな雰囲気の中、盛会のうちに終了いたしました。会員の皆様、本年度もどうぞよろしくお願いいたします。

西北支部　令和７年度支部総会及び懇親会

会報委員　佐橋　正也

日　時　令和７年５月23日㈮
　　午後５時～８時
場　所　マリクオーレ
出席者　総会44名　　懇親会53名

令和７年の暑さを感じ始めた５月、西北支部では、今年も名古屋市北区のマリクオーレレストランをお借りして、支部総会及び懇親会を開催しました。

愛知県行政書士会の内藤広子副会長にもお越しいただき、午後５時の定刻通り総会が開会となり、つつがなく執り行われました。

その後の懇親会では、ご来賓の方々を交え、西北支部内川近保筆頭副支部長の開会の辞により賀詞交歓会がスタート。

ご来賓の皆様にご挨拶を賜り、長年に亘り支部運営にご尽力いただいた、加藤恒彦会員、服部善一会員に感謝の意を伝えるセレモニーを、また、当支部役員改選の年度となり、直前まで支部長を務めていただいた櫻井謙至会員から、新支部長にご就任いただいた大石丈浩会員の新体制へバトンタッチする支部旗継承のセレモニーを行いました。

楽しい時間はまたたく間で中締めの時間となり、山下友美会員に中締めのご発声を頂戴し、名残惜しくも閉会しました。

普段なかなかお会いできない方々との語らいは、非日常的でとても刺激を受け、また日々研鑽に努めたいと思える機会となりました。

名古屋支部　令和７年度定時総会

会報委員　宮本　隆

日　　時　令和７年５月24日㈯
　　午後４時～５時30分
場　　所　名鉄グランドホテル11Ｆ柏の間
総会員数　268名
出席者数　155名（うち委任状出席者106名）

名古屋支部は５月24日㈯に昨年と同じく名鉄グランドホテルにて令和７年度定時総会を開催致しました。

開会に先立ちまして、昨年度中に亡くなられた会員のご冥福をお祈りし、哀悼の意を表するために、出席者全員で黙とうを捧げました。

定刻、大沼勇人副支部長の司会進行のもと、牧野昌浩副支部長の開会宣言に始まり、中村修一支部長の挨拶の後、本会からお越しいただいた愛知県行政書士会竹田勲会長にご祝辞を賜りました。誠にありがとう御座いました。

その後、議長に竹内弘幸会員が選任され、議事に入りました。

第１号議案　令和６年度活動報告
第２号議案　令和６年度収支報告
第３号議案　令和７年度活動方針案
第４号議案　令和７年度予算案
第５号議案　名古屋支部役員改選の件

以上の議案につき、それぞれ議場に諮り、質疑応答を経て、賛成多数により可決承認されました。

総会終了後は、多くの会員が引き続き懇親会に参加され、親睦をさらに深めることが出来たと思います。定時総会及び懇親会をご準備いただいた執行部の皆様ありがとう御座いました。

東名支部　令和７年度定時総会

会報委員　服部　麻帆

日　　時　令和７年５月24日㈯
　　午後３時～４時30分
場　　所　ホテルメルパルク名古屋３Ｆシリウス
総会員数　156名
出席者数　104名（うち委任状出席者66名）

５月24日、令和７年度第24期東名支部定時総会が開催されました。

酒井洋一会員の司会進行のもと、物故会員への黙祷、日比野慎会員の開会宣言に始まり、友田隆士支部長の挨拶の後、本会からお越し頂いた早川忠副会長よりご祝辞を賜りました。

その後、議長に加藤邦彦会員、副議長に門田千穂会員が選任され議事が進行していきました。

報告事項　　令和６年度　事業経過報告
第１号議案　令和６年度　収支決算報告承認の件
第２号議案　支部規則の一部改正（案）承認の件
第３号議案　令和７年度　事業計画(案)承認の件
第４号議案　令和７年度　収支予算(案)承認の件
第５号議案　役員改選（案）承認の件

以上の議案につき、それぞれ議場に諮り、慎重審議を経て、満場一致にて可決承認されました。

服部弘美会員の閉会宣言で無事総会を終えることができました。

総会終了後、同ホテル別会場にて新支部長、神谷昌良支部長の開会の辞・挨拶の後、懇親会が開宴しました。多くのご来賓の方々にご臨席・ご祝辞を賜り、また、令和６年度の入会の新入会員の方々にもご挨拶をいただきました。

立食スタイルの会食でしたが、ご来賓の皆さまと会員が思い思いに交流を図ることができ、有意義な交流の場であったように思いました。終始和やかな雰囲気の中、盛会のうちに無事終了いたしました。総会開催にご尽力いただいた会員の皆様、有り難うございました。

知多支部　令和７年度定時総会

会報委員　岡田　晋太郎

日　時　令和７年４月25日㈮
　　午後３時～４時20分
場　所　魚太郎　半田店２階　凛
出席者　55名（委任状出席者109名）

知多支部では、４月25日㈮に令和７年度支部定時総会が魚太郎２階凛で行われました。

権田庶務の司会進行で定時総会は始まり、河原支部長挨拶、愛知県行政書士会竹田会長をはじめ来賓者の方々から祝辞を頂いた後、中島議長、山野副議長の下４議案の議事が進行していきました。

〔議題〕
第１号議案　令和６年度会計決算報告と承認の件
第２号議案　令和７年度事業計画（案）承認の件
第３号議案　令和７年度会計予算（案）承認の件
第４号議案　支部役員改選の件

第１号から第３号議案まで、執行部の説明後、議案は全会一致で承認可決され、第４号議案では新しい執行部が承認されて新執行部の方々からご挨拶もありました。議事が全て終了した後は新入会員の紹介があり、出席した新入会員からの挨拶を終えた後総会は閉会いたしました。

また、総会の終了後は、同じ会場で懇親会が開かれました。会員同士の情報交換や新入会員との交流が活発に行われ、懇親会は盛会のうちに終了しました。

総会及び懇親会開催にご尽力いただいた会員の皆様、有難うございました。

名南支部　令和７年度定時総会＆研修会

名南支部　山崎　義満

日　時　令和７年５月20日㈫
　　研修会　午後４時30分～
　　総会　午後５時30分～
　　懇親会　午後６時40分～
場　所　サイプレスガーデンホテル
会員総数　250名（会場出席43名、委任状107名）、来賓９名

総会前には安江正司会員による「ハラスメントについて」の研修会が行われ、社会問題の事例にもふれ、様々な場面で出くわすハラスメントについて聴講しました。

総会では、来賓挨拶で横井利明名古屋市会議員から、南区役所で行なわれるようになった名南支部の行政書士相談会について、開催に至る経緯を話していただきました。

総会は川崎学議長と川津聖司副議長の議事進行で、令和６年度の事業経過報告、会計報告・財産目録承認（１号、２号議案）、令和７年度の事業計画（案）、会計予算（案）（３号、４号議案）が、山本支部長、鈴木孝一会計担当幹事より、提案、説明が行われ、採決の後、承認されました。また、本年は役員改選の年で、支部会員が増えている現状もある為、山本支部長より役員定数変更（増員）の提案が行われ（５号議案）、承認されました。役員推薦委員会の答申を受け、役員が改選され（６号議案）、支部総会を終えることをできました。

懇親会は野﨑晃会員の司会で行なわれ、支部会員同士で親睦を深めました。余興のビンゴ大会は、今年も大いに盛り上がりました。総会開催にご尽力いただきました会員の皆様、有り難うございました。

Report —事務局—

■令和７年４月

１日㈫	ADR手続説明会開催
２日㈬	災害復興支援員養成講座（第三回）開催 正副会長会開催 岩崎常務理事、佐藤委員長　中部運輸局・県警交通部交通規制課訪問
４日㈮	新規登録受付 竹田会長　日行連　日本公認会計士協会訪問 渡辺副会長、蓬田常務理事あいち産業振興機構訪問
７日㈪	新規登録受付 部長会開催 私法部業務相談会開催
８日㈫	本会常設無料相談会開催 会報５月号校正会議開催 運輸交通部業務相談会開催
９日㈬	新規登録受付 災害復興支援員養成講座（第一回）［DVD受講］開催
10日㈭	新規登録受付 岩崎常務理事　日行連　国交省自動車情報課との打合せ会出席 私法部業務相談会開催
11日㈮	国際部会開催
14日㈪	早川副会長　日行連　建設業セミナー2025出席 経理部会開催 子安副会長、河本理事　愛行（自-06）第0030号事案の相手方へ応諾要請対応
15日㈫	監査会開催 ADR手続説明会開催
16日㈬	理事会開催 部長会開催 河本理事　愛行（自-06）第0030号事案の相手方へ応諾要請対応
17日㈭	経審要員養成実習①開催 国際部業務相談会開催
18日㈮	運輸交通部業務相談会開催
21日㈪	登録証交付式 河本理事　愛行（自-06）第0030号事案の相手方へ応諾要請対応
22日㈫	竹田会長　日行連　正副会長会、常任理事会出席 災害復興支援員養成講座（第二回）［DVD受講］開催 経審要員養成実習②開催
23日㈬	竹田会長　日行連　常任理事会出席
24日㈭	竹田会長　日行連　理事会出席 申請取次行政書士管理委員会開催 建設環境部業務相談会開催
25日㈮	法務部会
30日㈬	内藤・渡辺副会長　親族調査に関し北区役所福祉課訪問 子安副会長　愛行（敷-06）第0029号事案の申込人へ経緯説明

■令和７年５月

７日㈬	新規登録受付
８日㈭	新規登録受付 第１回総会、大会運営委員会開催
９日㈮	新規登録受付
12日㈪	新規登録受付 竹田会長　日行連　令和７年春の叙勲記念品贈呈式出席
13日㈫	竹田会長　日行連　正副会長会出席 本会常設無料相談会開催
14日㈬	竹田会長　日行連　正副会長会、常任幹事会出席 申請取次行政書士管理委員会指定研修会開催 広報部会開催
15日㈭	竹田会長　日行連　常任理事会出席
19日㈪	正副会開催
20日㈫	登録証交付式 ADR手続説明会開催開催
21日㈬	竹田会長　日行連　令和７年春の黄綬褒章記念品贈呈式出席 法人経営部業務相談開催 野崎常務理事、武・貝田理事　名古屋自由業団体大学生のための資格業ガイダンス（南山大学）出席
22日㈭	フィリピンにおける婚姻解消（離婚）に関する研修会開催 経審要員養成実習③開催 早川副会長、勝田常務理事　令和７年度愛知県空き家対策担当者連絡会議出席 千田理事　社会を明るくする運動愛知県推進委員会出席
26日㈪	部長会開催 第２回総会、大会運営委員会開催
27日㈫	経審要員養成実習④開催 申請取次行政書士管理委員会開催
28日㈬	会報７月号編集会議開催
29日㈭	令和７年度定時総会、定期大会開催 部長会開催 第３回総会、大会運営委員会開催
30日㈮	工藤常務理事　中部地区土地政策推進連携協議会第７回通常総会出席

会員の動向

令和７年５月10日現在

個人会員数　3,380人
法人会員数　109法人

新規登録入会者の紹介

登録番号　第25191412号
会員番号　第7195号
入会年月日　令和７年４月２日
氏　　名　佐久間　啓彰

事務所　くろまつ行政書士事務所
豊橋市大村町字仲川原18番地３
電話番号　090-7687-5351　所属支部　東三

登録番号　第25191413号
会員番号　第7196号
入会年月日　令和７年４月２日
氏　　名　尾畑　三幸

事務所　おばた行政書士事務所
名古屋市中村区小鴨町161番地
電話番号　090-3459-3445　所属支部　名古屋

登録番号　第25191414号
会員番号　第7197号
入会年月日　令和７年４月２日
氏　　名　佐々木　孝洋

事務所　行政書士佐々木事務所
豊田市東山町１丁目１番地８
電話番号　0565-80-2141　所属支部　豊田

登録番号　第25191415号
会員番号　第7198号
入会年月日　令和７年４月２日
氏　　名　磯部　卓也

事務所　磯部行政書士事務所
名古屋市東区芳野三丁目10番15号
電話番号　080-4965-3245　所属支部　中央

登録番号　第25191416号
会員番号　第7199号
入会年月日　令和７年４月２日
氏　　名　山田　政示

事務所　山田国際行政書士事務所
瀬戸市穴田町190番地の１
電話番号　0561-48-2956　所属支部　東名

登録番号　第25191417号
会員番号　第7200号
入会年月日　令和７年４月２日
氏　　名　原田　貴寛

事務所　なしのき行政書士事務所
知多郡武豊町字梨子ノ木三丁目67番地２
電話番号　070-1641-7645　所属支部　知多

登録番号　第25191418号
会員番号　第7201号
入会年月日　令和７年４月２日
氏　　名　大野　裕哉

事務所　行政書士　オフィスオオノ
名古屋市昭和区福江二丁目９番33号 名古屋ビジネスインキュベータ白金234室
電話番号　052-883-8711　所属支部　昭和

登録番号　第25191419号
会員番号　第7202号
入会年月日　令和７年４月２日
氏　　名　髙岸　正弘

事務所　髙岸正弘行政書士事務所
名古屋市千種区松竹町２丁目52番地(コンフォートヤマト101号)
電話番号　090-2347-1084　所属支部　中央

登録番号　第25191420号
会員番号　第7203号
入会年月日　令和７年４月２日
氏　　名　森　　一樹

事務所　一樹行政書士事務所
名古屋市中区平和１丁目６番16号 ベルメゾン藤401
電話番号　052-990-3320　所属支部　中央

登録番号　第25191421号
会員番号　第7204号
入会年月日　令和７年４月２日
氏　　名　橋本　英樹

事務所　橋本行政書士事務所
日進市岩崎町新ラ田87番地340
電話番号　080-4479-1372　所属支部　昭和

登録番号　第25191422号
会員番号　第7205号
入会年月日　令和７年４月２日
氏　　名　吉川　正泰

事務所　新日行政書士法人
名古屋市中川区山王一丁目８番28号 新日グリーンハイツ１階
電話番号　052-321-0067　所属支部　名古屋

登録番号　第25191423号
会員番号　第7206号
入会年月日　令和７年４月２日
氏　　名　川原　　創

事務所　東名行政書士法人
名古屋市中区錦三丁目23番18号 ニューサカエビル４階
電話番号　052-955-1417　所属支部　中央

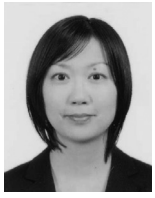

登録番号　第25192261号
会員番号　第7207号
入会年月日　令和７年５月１日
氏　　名　澁澤　麻巳

事務所　あさは行政書士事務所
名古屋市中区錦一丁目10番12号 ハットリビル10階
電話番号　052-212-5867　所属支部　中央

登録番号　第25192262号
会員番号　第7208号
入会年月日　令和７年５月１日
氏　　名　加藤　芳隆

事務所　名古屋福徳行政書士事務所
名古屋市中村区大秋町３丁目36番地の４
電話番号　052-471-4542　所属支部　名古屋

登録番号　第25192263号
会員番号　第7209号
入会年月日　令和７年５月１日
氏　　名　木本　久美子

事務所　さくら国際法務行政書士事務所
津島市宇治町字小切40番地の２ ナビシティ津島903号
電話番号　0567-31-8332　所属支部　海部

登録番号　第25192264号
会員番号　第7210号
入会年月日　令和７年５月１日
氏　　名　山本　克哉

事務所　行政書士Y'sインターナショナル
知多市八幡字曽山７番地の97
電話番号　090-8071-3715　所属支部　知多

登録番号　第25192265号
会員番号　第7211号
入会年月日　令和７年５月１日
氏　　名　井本　健太

事務所　あいち行政書士事務所
名古屋市東区徳川町2409番地
電話番号　090-7434-5665　所属支部　中央

登録番号　第25192266号
会員番号　第7212号
入会年月日　令和７年５月１日
氏　　名　近藤　亜紀子

事務所　わかば行政書士事務所
名古屋市名東区若葉台1312番地
電話番号　090-6080-4234　所属支部　中央

登録番号　第25192267号
会員番号　第7213号
入会年月日　令和７年５月１日
氏　　名　山口　沙知

事　務　所　行政書士山口沙知事務所
豊川市諏訪二丁目１番地２
電話番号　0533-95-1080　所属支部　東三

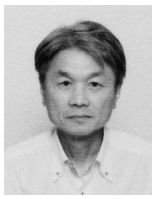

登録番号　第25192268号
会員番号　第7214号
入会年月日　令和７年５月１日
氏　　名　鴨川　卓也

事　務　所　行政書士かもがわ事務所
豊橋市東松山町98番地２
電話番号　0532-34-1970　所属支部　東三

登録番号　第25192269号
会員番号　第7215号
入会年月日　令和７年５月１日
氏　　名　渡邉　　真

事　務　所　WATANABE行政書士事務所
名古屋市中村区五反城町１丁目46番地
電話番号　090-8953-5474　所属支部　名古屋

登録番号　第25192270号
会員番号　第7216号
入会年月日　令和７年５月１日
氏　　名　山口　嘉公

事　務　所　行政書士やまぐち事務所
名古屋市東区葵一丁目２番11号(ローレルアイ葵レジデンス703号)
電話番号　090-7613-9067　所属支部　中央

登録番号　第25192271号
会員番号　第7217号
入会年月日　令和７年５月１日
氏　　名　榊原　太郎

事　務　所　たろう行政書士事務所
常滑市字古社20番地の22
電話番号　　所属支部　知多

登録番号　第25192272号
会員番号　第7218号
入会年月日　令和７年５月１日
氏　　名　神田　陽介

事　務　所　行政書士コンフィアンサ名古屋柳橋
名古屋市中村区名駅四丁目15番19号 大清ビル３階キ号室
電話番号　080-5933-3150　所属支部　名古屋

登録番号　第25192273号
会員番号　第7219号
入会年月日　令和７年５月１日
氏　　名　森口　未来

事　務　所　行政書士オフィスフォレスト
日進市赤池町箕ノ手２番地105 セカンドプレイス赤池１D号室
電話番号　070-2016-1813　所属支部　昭和

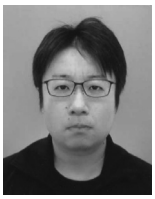

登録番号　第25192274号
会員番号　第7220号
入会年月日　令和７年５月１日
氏　　名　清水　龍哉

事　務　所　行政書士清水龍哉事務所
岡崎市東阿知和町字松坂26番地２
電話番号　0564-25-0014　所属支部　岡崎

登録番号　第25192275号
会員番号　第7221号
入会年月日　令和７年５月１日
氏　　名　髙羽　将弘

事　務　所　行政書士鷹の羽経営法務コンサルタント
春日井市勝川町５丁目99番地
電話番号　090-2922-1169　所属支部　尾張

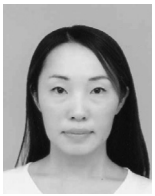

登録番号　第25192276号
会員番号　第7222号
入会年月日　令和７年５月１日
氏　　名　渡邊　晴美

事　務　所　しのび行政書士事務所
豊田市市木町５丁目８番地１　レイクヒルズ101号
電話番号　090-3303-2957　所属支部　豊田

登録番号　第25192277号
会員番号　第7223号
入会年月日　令和７年５月１日
氏　　名　龍野　潤一郎

事務所　行政書士龍総合事務所
名古屋市天白区島田二丁目603番地
電話番号　080-1563-9864　所属支部　昭和

登録番号　第25192278号
会員番号　第7224号
入会年月日　令和７年５月１日
氏　　名　名倉　蓉子

事務所　名倉ようこ行政書士事務所
名古屋市守山区藪田町1712番地
電話番号　090-1752-4089　所属支部　東名

登録番号　第25192279号
会員番号　第7225号
入会年月日　令和７年５月１日
氏　　名　髙木　　誠

事務所　行政書士中部綜合法務
名古屋市中区大須二丁目９番33号 アスター開発ビル６Ｆ
電話番号　　所属支部　中央

登録番号　第25192280号
会員番号　第7226号
入会年月日　令和７年５月１日
氏　　名　江本　直樹

事務所　江本行政書士事務所
春日井市若草通４丁目78番地
電話番号　090-7038-0856　所属支部　尾張

登録番号　第25192281号
会員番号　第7227号
入会年月日　令和７年５月１日
氏　　名　村瀬　敬子

事務所　行政書士ちくさ村瀬事務所
名古屋市千種区千代田橋二丁目５番９-12号(タウン千代田橋住宅)
電話番号　052-723-1980　所属支部　中央

登録番号　第25192282号
会員番号　第7228号
入会年月日　令和７年５月１日
氏　　名　箕浦　徳行

事務所　行政書士箕浦徳行事務所
名古屋市中区丸の内二丁目１番36号 NUP・フジサワ丸の内ビル８階
電話番号　052-990-6275　所属支部　中央

登録番号　第25192283号
会員番号　第7229号
入会年月日　令和７年５月１日
氏　　名　藤野　宏城

事務所　行政書士法人アスア　津島事務所
津島市橘町二丁目56番地　２階
電話番号　080-9150-1732　所属支部　海部

登録番号　第25192284号
会員番号　第7230号
入会年月日　令和７年５月１日
氏　　名　棚橋　一成

事務所　行政書士法人アベニール　名古屋事務所
名古屋市中村区名駅五丁目16番17号 花車ビル南館９階
電話番号　052-433-2290　所属支部　名古屋

登録番号　第25192285号
会員番号　第7231号
入会年月日　令和７年５月１日
氏　　名　森　　和代

事務所　行政書士法人あけぼの　豊橋曙事務所
豊橋市曙町字宮前14番地の14
電話番号　0532-46-8411　所属支部　東三

退会者のお知らせ

令和７年５月10日現在

支部	氏　名	退会日
尾北	尾　関　毅　一	令和７年４月16日
中央	西　山　和　則	令和７年４月25日
名古屋	丹　羽　尚　美	令和７年４月30日
昭和	古　田　禎　史	令和７年４月30日
名南	國　分　敏　男	令和７年４月30日
一宮	鍋　野　國　光	令和７年４月30日
一宮	小　澤　達　弥	令和７年４月30日
豊田	内　藤　美登里	令和７年４月30日
豊田	岩　田　信　男	令和７年４月30日
碧海	山　田　正　吾	令和７年４月30日

新規法人登録入会の紹介

法人番号	第2502901号
会員番号	第H137号
入会年月日	令和７年２月５日
法人の名称	行政書士法人浅井事務所
主たる事務所の名称	行政書士法人浅井事務所
主たる事務所	豊田市足助町久井戸95番地10
主たる事務所電話番号	0565-62-1396
所属支部	豊田

法人番号	第2503601号
会員番号	第H138号
入会年月日	令和６年12月２日
法人の名称	行政書士法人あおい相続手続プラザ
主たる事務所の名称	行政書士法人あおい相続手続プラザ
主たる事務所	岡崎市上和田町字南屋敷３番地
主たる事務所電話番号	0564-73-2324
所属支部	岡崎

ご逝去会員のお知らせ

名古屋支部	鈴　木　良　幸　会員	令和６年３月29日ご逝去	（享年93歳）
中　央支部	寺　本　祐太郎　会員	令和６年４月30日ご逝去	（享年39歳）
名　南支部	下　野　隆　史　会員	令和６年11月30日ご逝去	（享年86歳）
一　宮支部	森　　芳　樹　会員	令和７年１月22日ご逝去	（享年77歳）
東　名支部	長　江　幸　彦　会員	令和７年４月11日ご逝去	（享年95歳）
東　三支部	福　井　敏　明　会員	令和７年４月14日ご逝去	（享年75歳）
岡　崎支部	中　根　　晃　会員	令和７年４月21日ご逝去	（享年58歳）

ご逝去を悼み謹んでご冥福をお祈り申しあげます。

愛知県行政書士会
会長　　竹　田　　勲

法人会員の変更案内

法人番号	第0501201号
会員番号	第H3号
法人の名称	東名行政書士法人
主たる事務所の名称	東名行政書士法人
使用人	佐藤　成悟
変更事由	使用人の雇用、使用人の退職
所属支部	中央

法人番号	第2109601号
会員番号	第H78号
法人の名称	行政書士法人スペースGROUP
主たる事務所の名称	行政書士法人スペースGROUP
主たる事務所電話番号	090-4448-2499
社員	森田　哲也
社員役職	森田　哲也
変更事由	事務所電話番号、社員の加入、社員役職
所属支部	中央

法人番号	第2201701号
会員番号	第H87号
法人の名称	エイタックス行政書士法人
主たる事務所の名称	エイタックス行政書士法人
主たる事務所所在地	名古屋市中区丸の内三丁目20番17号KDX桜通ビル６階
変更事由	事務所所在地
所属支部	中央

法人番号	第1803201号
会員番号	第H49号
法人の名称	行政書士法人アスア
従たる事務所の名称	行政書士法人アスア　一宮事務所
使用人	金　　相天
変更事由	使用人の雇用
所属支部	名古屋

法人番号	第1707101号
会員番号	第H48号
法人の名称	行政書士法人シフトアップ　本店
主たる事務所の名称	行政書士法人シフトアップ　本店
主たる事務所所在地	名古屋市中村区名駅四丁目22番１号サンシャイン名古屋駅５階
変更事由	事務所所在地
所属支部	名古屋

法人番号	第1902901号
会員番号	第H57号
法人の名称	行政書士法人パートナー
主たる事務所の名称	行政書士法人パートナー
使用人	LIOU JYUAN WUN
変更事由	使用人の雇用
所属支部	名古屋

法人番号	第2003901号
会員番号	第H65号
法人の名称	行政書士法人one
主たる事務所の名称	行政書士法人one
社員	安藤　彩加
社員役職	三好　敦士
変更事由	社員の加入、社員役職
所属支部	名古屋

法人番号	第2308701号
会員番号	第H114号
法人の名称	行政書士法人花笑み
主たる事務所の名称	行政書士法人花笑み
主たる事務所電話番号	0565-77-4281
変更事由	事務所電話番号
所属支部	豊田

法人番号	第1501401号
会員番号	第H29号
法人の名称	行政書士法人リーガルホーム
主たる事務所の名称	行政書士法人リーガルホーム
社員	山本　美可利
変更事由	社員の脱退
所属支部	新城

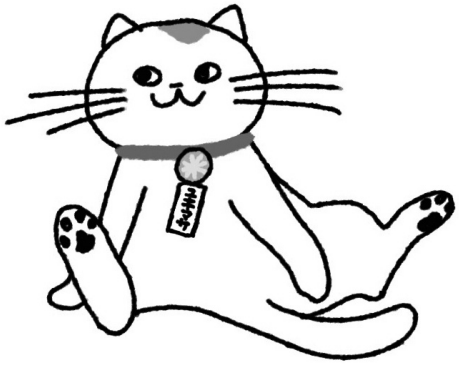

事務所の変更案内

支部	会員名(上)･事務所名称(下)	事務所所在地	郵便番号	TEL	変更事項
中央	伊藤　良雄	名古屋市東区矢田一丁目13番34号 大曽根ロイヤルビル３F	461-0040		事務所所在地
中央	有明　園子	名古屋市東区葵三丁目３番８号 SLX葵403号	461-0004		事務所所在地
中央	森田　哲也 行政書士法人スペースGROUP	名古屋市名東区猪子石原三丁目502番地	465-0008	052-778-7503	属性、事務所名称、 事務所所在地、 事務所電話番号
中央	服部　貴司	名古屋市東区葵三丁目３番８号 SLX葵403号	461-0004		事務所所在地
中央	杉本　敦永	名古屋市中区金山一丁目14番18号 A-PLACE金山６F	460-0022		事務所所在地
中央	山田　裕子	名古屋市中区丸の内三丁目20番17号 KDX桜通ビル６階	460-0002		事務所所在地
中央	木村　佳奈			090-6415-6671	事務所電話番号
中央	後藤　隆太	名古屋市中区丸の内三丁目20番17号 KDX桜通ビル６階	460-0002		事務所所在地
中央	横地　詩子	名古屋市千種区内山三丁目21番19号	464-0075	052-734-4134	事務所所在地、 事務所電話番号
中央	森　　一樹			052-990-3200	事務所電話番号
西北	澤田　隼人			052-559-1849	事務所電話番号
西北	岩田　章裕	名古屋市西区城北町一丁目62番地１ 中部国際学院名古屋校ビル401号室	451-0023	052-870-4872	事務所所在地、 事務所電話番号
西北	上村　千恵			080-9074-5778	事務所電話番号
西北	吉田　拓哉	名古屋市西区上小田井一丁目33番地 グリーンパーク小田井１階（東）	452-0821		事務所所在地
名古屋	川合　　智	名古屋市中村区名駅四丁目22番１号 サンシャイン名古屋駅５階	450-0002		事務所所在地
名古屋	中出　淳一	名古屋市中川区小本本町３丁目248番地 （オーキッド・ビアンカ102号）	454-0826		事務所所在地
名古屋	川西　美保			050-1725-0758	事務所電話番号
名古屋	伊藤　良一	名古屋市中川区太平通７丁目４番地 Serenity101	454-0838		事務所所在地
名古屋	星野　瑠夏			052-990-6268	事務所電話番号

支部	会員名(上)・事務所名称(下)	事務所所在地	郵便番号	TEL	変更事項
名古屋	折口　隼耶	名古屋市中村区名駅四丁目22番１号 サンシャイン名古屋駅５階	450-0002		事務所所在地
名古屋	安藤　彩加 行政書士法人one	名古屋市中村区名駅三丁目28番12号 大名古屋ビルディング11階	450-0002	052-875-3778	属性、事務所名称、 事務所所在地、 事務所電話番号
昭和	大野　裕哉			090-5895-7745	事務所電話番号
尾張	伊藤　聡子			090-1470-1124	事務所電話番号
一宮	大槻　早紀			090-8554-1298	事務所電話番号
一宮	橋本　博巳	稲沢市平和町中三宅中屋敷180番地	490-1311	0567-46-0280	事務所所在地、 事務所電話番号
一宮	金　　相天 行政書士法人アスア　一宮事務所	一宮市浅野字青石７番地５ 第２トップジャパンビル１階	491-0871	0586-82-1882	属性、事務所名称、 事務所所在地、 事務所電話番号
海部	中山　泰治郎	あま市甚目寺東門前62番地２	490-1111		事務所所在地
知多	増村　紘子	知多市新知台２丁目６番地の６	478-0064	0562-55-7127	氏名、事務所所在地、 事務所電話番号
知多	花田　直子			050-3649-6882	事務所電話番号
知多	久田　果奈			050-3649-6882	事務所電話番号
岡崎	金原　正佳	岡崎市田町45番地２	444-0054	0564-23-3232	事務所所在地、 事務所電話番号
岡崎	中垣　　健 行政書士法人あおい相続手続プラザ				属性、事務所名称
豊田	市井　信治			0565-77-4281	事務所電話番号
豊田	浅井　由美子 行政書士法人浅井事務所				属性、事務所名称
豊田	奥平　清香 行政書士法人浅井事務所				属性、事務所名称
碧海	山本　祥平 行政書士事務所　祥	刈谷市東刈谷町２丁目13番地10	448-0807		事務所名称、 事務所所在地
東三	吉田　　明	豊橋市三本木町字新三本木92番地１ Ｃ棟	441-8152		事務所所在地
東三	池田　樹泰 池田行政書士事務所	豊橋市弥生町字中原61番地８ 弥生町中原事務所１階	441-8106	0532-75-8829	事務所名称、 事務所所在地、 事務所電話番号

COSMOS通信７月号
公益社団法人コスモス成年後見サポートセンター愛知県支部

相談員研修・セミナー講師研修・後見事例発表研修

３月５日愛知県行政書士会館にてコスモスあいち会員38名が参加し、相談員研修ならびにセミナー講師研修・後見事例発表研修を開催しました。

この研修に参加した会員はコスモスあいちが行なう相談会及びセミナーで相談員、講師になることができます。

相談会の注意事項等の説明の後、３名ほどのグループに分かれて模擬セミナーを行い、各グループより感想等の発表や意見交換を行ないました。

続けて事例研修として、会員２名から自身の後見受任体験の発表がされました。後見業務での事案の経緯、戸惑ったこと、分からなかったことなど他の経験を聞くことは大変参考になったと思います。

コスモスあいちの役員からは後見人として利益相反にあたる事例、コスモスへの業務報告に関する注意点が伝えられました。

入会前研修

令和７年４月４日から５月16日の期間において「コスモス入会前研修」が行なわれました。

この研修は、公益社団法人コスモス成年後見サポートセンターに入会するためには必ず受講し、全課程を終えなければならないもので、コスモスあいちでは年２回開催しています。

研修の内容は多岐にわたり、法定後見、任意後見の各制度の基礎、後見を受任した場合の手続きを最初から終了までを理解すること、成年後見業務に取り組む行政書士としての倫理、裁判所やコスモスに対しての業務報告、地域との連係、相談を受けた際の対応等々で、総時間にして30時間程になります。

このうち約８時間は、ご本人に寄り添うことができる後見人であるために法的な知識以外に認知症、知的障がい、精神障がいの方々を理解する科目となっています。

コスモスあいちではこの研修科目のほとんどを受講者が自身の都合に合わせて受講できるようビデオオンデマンドで行なっています。

コロナ禍で制限のあった時期を除いては、愛知県行政書士会において１日中の研修を５日間行なっていましたが、今では対面での研修は午前中のみを２日間行なっています。

最終日の５月16日には効果測定を行ない、70点以上が合格ですが当日受験した全員に修了証をお渡しすることができました。

コスモスあいち支部長からは「後見業務は報酬のみを目的とすることなく、また許認可等の業務と違いがひとりの行政書士ですべてのことを処理できることは出来ないし、そのようなことをするのは間違いのもととなる。後見業務はご本人を支える周りの人と連係して行なうことが大切である。」との注意がされました。

セミナー・相談会の開催及び活動報告

日　　時　令和７年３月26日㈬　午後２時～４時40分
場　　所　レディヤンかすがい（春日井市）
相 談 会　相談員　西原公正会員
　　相談者４名

日　　時　令和７年４月３日㈭
　　午後１時30分～３時30分
場　　所　江南市役所西分庁舎相談室
相 談 会　相談員　土井正人会員　田中としえ会員
　　相談者０名

日　　時　令和７年４月３日㈭
　　午後１時30分～４時30分
場　　所　ふれ愛サポートセンタースピカ相談室（大府市）
相 談 会　相談員　榊原俊明会員　吉口孝司会員
　　相談者３名

日　　時　令和７年４月10日㈭　午後１時～４時
場　　所　小牧市役所本庁舎２階相談室
相 談 会　相談員　堀己喜男会員　佐藤令会員
　　相談者５名

日　　時　令和７年５月１日㈭
　　午後１時30分～４時30分
場　　所　ふれ愛サポートセンタースピカ相談室（大府市）
相 談 会　相談員　榊原俊明会員　春原義昭会員
　　相談者２名

日　　時　令和７年５月12日㈪　午後１時～４時
場　　所　岩倉市役所市民相談室
相 談 会　相談員　池山正彦会員　吉口孝司会員
　　相談者１名

日　　時　令和７年５月21日㈬　午後１時～３時
場　　所　犬山市役所会議室
相 談 会　相談員　宮良隆之会員　山口勝司会員
　　相談者０名

セミナー・相談会の開催予定

日　　時　令和７年７月３日㈭
　　午後１時30分～４時30分
場　　所　ふれ愛サポートセンタースピカ相談室（大府市）
相 談 会　成年後見等無料相談会

日　　時　令和７年７月３日㈭
　　午後１時30分～３時30分
場　　所　江南市役所西分庁舎
相 談 会　成年後見等無料相談会

日　　時　令和７年７月17日㈭　午後１時～３時
場　　所　扶桑町総合福祉センター
相 談 会　成年後見等無料相談会

日　　時　令和７年７月23日㈬　午後２時～４時
場　　所　南部ふれあいセンター（愛知県春日井市）
相 談 会　成年後見等無料相談会

日　　時　令和７年８月７日㈭
　　午後１時30分～４時30分
場　　所　ふれ愛サポートセンタースピカ相談室（大府市）
相 談 会　成年後見等無料相談会

日　　時　令和７年８月14日㈭　午後１時30分～４時
場　　所　小牧市役所本庁舎２階　相談室２・３
相 談 会　成年後見等無料相談会

日　　時　令和７年８月20日㈬　午後１時～３時
場　　所　犬山市役所会議室
相 談 会　成年後見等無料相談会

日　　時　令和７年９月４日㈭
　　午後１時30分～４時30分
場　　所　ふれ愛サポートセンタースピカ相談室（大府市）
相 談 会　成年後見等無料相談会

日　　時　令和７年９月８日㈪　午後１時～４時
場　　所　岩倉市役所市民相談室
相 談 会　成年後見等無料相談会

日　　時　令和７年９月16日㈫　午後１時～４時
場　　所　北名古屋市役所東庁舎
相 談 会　成年後見等無料相談会

※尚、日程等は中止及び変更になる場合があります。

コスモス業務相談会

業務相談をご希望の会員は、相談希望日の２週間程度前までに事務局へ連絡をして日程調整をしてください。
申込先　　コスモスあいち事務局
　　TEL　052－908－3022

あとがき

本号が今期の会報委員会による最終号です。

２年間12冊、会報委員の皆様のみならず、沢山の皆様にご寄稿いただき、本当に有り難うございました。

この２年間で会報にも様々な変化がありました。これから新たな会報委員会が発足し、会報自体の在り方も含めてまた変わっていくことと存じます。この更なる進化を楽しみにしつつ、次の方々に交代したく思います。

最後になりましたが、本会報の作成に多大なるご尽力を下さいました、長峰会報委員長をはじめ、会報委員の皆様、日大印刷様、縁の下でしっかり支えて下さった事務局職員の皆様、そしていつもご清覧下さっている皆様に心より御礼申し上げます。本当に有り難うございました。

会報委員会副委員長　石原　遥

《今月の表紙》　（落合公園）

落合公園は、市の中北部に位置し、朝露光り輝く緑があり、池では魚が飛び跳ねる緑豊かな公園です。平成元年７月には、「日本の都市公園100選」の１つに選定されました。景観が美しい面積約24.9haの総合公園で、公園内には池があり優雅に泳ぐ水鳥が観察できるほか、フナやコイなどの釣り池にもなっています。他に、大芝生広場、池に浮かぶ日本式庭園の中の島、池を取り囲む遊歩道、大型遊具のある広場、日本最大級高さ21mの「フォリー・水の塔」などの様々な施設が点在し、運動をする人、散歩をする人、釣りをする人、子供を遊ばせる人などいつも大勢の人で賑わう、家族ぐるみで一日楽しめる公園です。また、「桜の名所」としても知られており、春には約90種約1000本の色とりどりのさくらが開花し、大勢の人で賑わいます。春は「わいわいカーニバル」、夏は「納涼まつり」の会場となっています。

会報331号　担当

広報部	担当副会長	内藤　広子
	部長	野﨑　晃
	次長	武　譲二
	部員	入山　康彦
	部員	貝田　和美
会報委員会	委員長	長峰　均
	副委員長	石原　遥
	本号担当委員	
	（表紙）	河津　真子
	（会員訪問記）	山崎　仁

会報331号　令和７年７月１日発行

発行人　竹田　勲
編集人　野﨑　晃

発行所　愛知県行政書士会
〒461-0004
名古屋市東区葵一丁目15番30号
TEL〈052〉931-4068（代）
FAX〈052〉932-3647
E-mail info@aichi-gyosei.or.jp
https://www.aichi-gyosei.or.jp
印刷所　日大印刷株式会社

そうだ、行政書士に相談しよう!

行政書士による常設無料相談会

行政書士法における業務範囲内でのご相談をお引き受けいたします

開設日 毎　月 第2火曜日　**時　間** 午前10時から午後4時まで

ところ 愛知県行政書士会館　地下鉄東山線「新栄町」駅2番出口より徒歩5分

内　容 相続(遺産分割協議書作成)・遺言／各種契約書・合意書／定款
法人設立／建設業・風俗営業許可／土地開発／戸籍関係／帰化・入管関係
不動産関係／自動車登録／著作権等
※面接時間のご予約を承ります。

愛知県行政書士会 無料相談専用　Tel.052-908-7255

行政書士ADRセンター愛知

自転車事故に関する紛争※

・自転車と自転車の衝突
・自転車と歩行者との衝突
・自転車が引き起こした物損事故
*自転車以外の車両との衝突事故は除きます。

愛護動物(ペットその他の動物)に関する紛争※

・ペットによる噛みつき、引っかき事故
・ペットが受けた噛みつき等の損害事故
・血統書付きのペットの売買に関する紛争
・ペットの鳴き声をめぐる紛争
・猫へのエサやりに関する紛争

※の紛争については、申込の際の要求額が60万円を超えないものが対象になります。

居住用賃貸建物に関する敷金返還または原状回復に関する紛争

・敷金精算に関する紛争
・賃貸建物の原状回復費用の負担割合に関する紛争

外国人の職場環境・教育環境に関する紛争

・外国人に対する職場ハラスメント
・外国人の職場での待遇についての不満
・外国人の就学者に対するいじめ
・外国人就学者から学校へのクレーム
*職場・学校における外国人に対する宗教、環境その他文化的価値の違いに起因する紛争

行政書士ADRセンター愛知の紹介

a) 運営主体：愛知県行政書士会(所管):
　行政書士ADRセンター愛知運営委員会
b) 実施主体：運営委員会が選任した手続実施者
c) 実施場所：名古屋市東区葵一丁目15番30号
　愛知県行政書士会館
d) 実　施　日：毎月第1、第3火曜日、午前10時から午後4時まで
　(祝日・休日・年末・年始は休み)

●当センターは、法務大臣より認証を受けた紛争解決事業者です。(認証番号No.62)
●当センターの利用に当たっては、事前に重要事項の説明を受けていただきます。
●当センターをご利用になるには、申込書や所定の資料を提出していただきます。

ADR専用 Tel.052-908-3021

●地下鉄東山線「新栄町」駅2番出口より徒歩5分